

2026 年度  
学 生 便 覧  
別 科



学校法人 湘南ふれあい学園  
**湘南医療大学**  
Shonan University of Medical Sciences

## 学長挨拶



しょうなんいりょうだいがく しんにゅうせい みな にゅうがく  
湘南医療大学 新入生の皆さん、入学おめでとうございます。

みな きょう こうぎ じっしゅう だいがくせいかつ ほじ こと  
皆さんは、今日から講義や実習など、大学生活を始める事になります。

しょうなんいりょうだいがく ほけんいりょうがくぶ かんごがつか  
湘南医療大学には、保健医療学部看護学科とリハビリテーション

がつか りがくりょうほうがくせんこう さぎょうりょうほうがくせんこう やくがくぶ いりょうやくがつか ほけん  
ン学科「理学療法専攻」「作業療法専攻」、薬学部医療薬学科があります。保健・

いりょう ふくし  
医療・福祉のスペシャリストを養成する大学です。

みな かいごふくしし もくてき も にゅうがく おも しょしん  
皆さんは介護福祉士になろうという目的を持って入学してきたことと思います。初心を

わす べんがく ほげ もくてき たつ ねが べんきょう じぶん  
忘れずに、勉学に励み、目的を達していただきたいと願っています。勉強は自分ですこ

とですが、授業・実習に出席すること、単位を取ることが基本です。自分で勉強すれば

じゅぎょう しゅつせき よ べんきょう なに  
授業に出席しなくても良いということはありません。また、勉強していれば何をしても

ゆる びん みる もくひょう ふくし  
許されるということもありません。皆さんが目標としている福祉のスペシャリストは、そ

しかく まえ にんげんせい と しごと よ なか おお ひとびと しあわ やくだ しごと  
の資格の前に人間性が問われる仕事です。世の中の多くの人々の幸に役立つ仕事ができ

ることが大切です。これから、まず大学でのルールを守る事ができる人、世の中のルールを

まも ひと  
守れる人であってください。

しょうなんいりょうだいがく りねん ひと とうと いのち とうと こ けいあい りねん  
湘南医療大学の理念は、「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」が理念です。これは

ふれあいグループ統一の理念です。大学はこの考えの基に、社会に貢献し、世の中のすべ

ひとびと しあわ やくだ ようせい こと もくてき りねん  
ての人々の幸に役立つスペシャリストを養成する事を目的としています。この理念は

にんげん たいせつ こと おも こころ じっせん こと いのち そんちよう こと ふくし  
「人間を大切にする事。やさしい思いやりの心で実践する事」「生命を尊重する事。福祉

のスペシャリストとして命を全うする為の高度な知識と技術の取得に一生涯励み、そし

かんじゃ せいかつ しつ こうじよう めざ じっせんしゃ な こと こせいそんちよう  
て患者の生活の質 クオリティオブライフの向上を目指す実践者と成る事」「個性尊重、

その人らしさを尊重し、個別的に対応する事。自分以外の一人一人の個性と能力を尊重

する行動を取る事」これら湘南医療大学の理念は皆さんの大学生活の中で、日々の生活

において皆さんが理念の実践者となるように努力してください。この事はとても大切です。

心に刻んでおいて実践してください。

最後に皆さんは、「自分はどう生きるのか」の答えにこの大学に入学し、介護福祉士の道

を選びました。これらの道は、輝かしい未来、希望に満ちています。高い知識と確かな

技術の修得、そして勉学に、今まで以上に努力を重ねて自分の未来をつかみとりましょ

う。そして自分が特に興味を持つところを探して見つけて調べてみてください。きっと、見

つかると思います。そしてそれは皆さんの「希望の星」になるでしょう。

今日の自分から、明日なりたい自分の為に、一日一日を大切に重ねましょう。

2026年4月

がくちよう  
学長

おおやしき ふじえ  
大屋敷 芙志枝

がっこうほうじん しょうなん がくえん えんかく  
学校法人 湘南ふれあい学園の沿革

- 1994年 1月 学校法人湘南ふれあい学園設置  
がっこうほうじんしょうなん がくえんせっち
- 1994年 4月 茅ヶ崎看護福祉専門学校創立  
ちがさきかんごふくしせんもんがっこうそうりつ
- 1998年 4月 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校創立  
ちがさき せんもんがっこうそうりつ
- 2001年 1月 学校法人横浜アカデミーより2幼稚園、2専門学校、1予備校を継承  
がっこうほうじんよこはま ようちえん せんもんがっこう よびこう けいしょう
- 2004年 4月 下田看護専門学校創立  
しもだかんごせんもんがっこうそうりつ
- 2008年 4月 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校理学療法学科入学定員変更  
ちがさき せんもんがっこうりがくりょうほうがっかにゆうがくていいんへんこう
- 2010年 4月 茅ヶ崎看護福祉専門学校を茅ヶ崎看護専門学校に校名変更及び看護学科入学定員変更  
ちがさきかんごふくしせんもんがっこう ちがさきかんごせんもんがっこう こうめいへんこうおよ かんごがっかにゆうがくていいんへんこう
- 2012年 4月 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校言語聴覚学科（2年制）設置、作業療法学科入学定員変更  
ちがさき がっこうげんごちょうかくがっか ねんせい せっち さぎょうりょうほうがっかにゆうがくていいんへんこう
- 2012年 6月 湘南医療大学大学設立準備室設置  
しょうなんいりょうだいがくせっちにんか
- 2014年 3月 茅ヶ崎リハビリテーション専門学校南湖校舎移転  
ちがさき せんもんがっこうなんごうしやいてん
- 2014年 4月 総合電子専門学校とふれあい横浜専門学校を改組し、医療ビジネス観光情報専門学校開校  
そうごうでんしせんもんがっこう よこはませんもんがっこう かいそ いりょう かんこうじょうほうせんもんがっこうかいこう
- 2014年 10月 湘南医療大学設置認可  
しょうなんいりょうだいがくせっちにんか
- 2015年 4月 湘南医療大学開学  
しょうなんいりょうだいがくかいがく
- 2015年 4月 保健師助産師看護師実習指導者講習会開講  
ほけんしじょざんしかんごしじっしゅうしどうしやこうしゅうかいがくかいこう
- 2017年 4月 幼保連携型認定こども園みどり幼稚園開園  
ようほれんけいかたにんてい えん ようちえんかいえん
- 2018年 4月 認定看護師研修センター設置  
にんていかんごしけんしゅう せっち
- 2018年 6月 認定看護師教育課程（認知症看護分野）開講  
にんていかんごしきょういくかてい にんちしょうかんごぶんや かいこう
- 2018年 10月 湘南医療大学大学院設置認可  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんせっちにんか
- 2019年 4月 湘南医療大学大学院開学  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんかいがく
- 2019年 4月 認定看護師研修センターの名称を看護実践教育センターに変更  
にんていかんごしけんしゅう めいしょう かんごじっせんきょういく へんこう
- 2019年 12月 認定看護管理者教育課程（セカンドレベル）開講  
にんていかんごかんりしやきょういくかてい かいこう
- 2020年 10月 認定看護管理者教育課程（ファーストレベル）開講  
にんていかんごかんりしやきょういくかてい かいこう
- 2020年 10月 湘南医療大学薬学部設置認可  
しょうなんいりょうだいがくやくがくぶせっちにんか
- 2021年 4月 湘南医療大学薬学部設置  
しょうなんいりょうだいがくやくがくぶせっち
- 2021年 4月 看護実践教育センターの名称を看護キャリア開発コアセンターに変更  
かんごじっせんきょういく かんご かいほう へんこう
- 2022年 4月 湘南医療大学薬学部校舎竣工 横浜山手キャンパス校舎竣工  
しょうなんいりょうだいがく やくがくぶこうしやしゅんこう よこはまやまで こうしやしゅんこう
- 2022年 4月 湘南医療大学保健医療学部看護学科定員変更（80名から140名）  
しょうなんいりょうだいがくほけんいりょうがくぶかんごがっかていいんへんこう めい
- 2022年 4月 湘南医療大学専攻科（公衆衛生看護学専攻、助産学専攻）設置  
しょうなんいりょうだいがくせんこうか こうしゅうえいせいかんごがくせんこう じょさんがくせんこう せっち
- 2022年 4月 湘南医療大学大学院高度実践看護師教育課程（がん看護学）設置  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんこうどじっせんかんごしきょういくかてい かんごがく せっち
- 2023年 4月 湘南医療大学大学院高度実践看護師教育課程（感染看護学）設置  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんこうどじっせんかんごしきょういくかてい かんせんかんごがく せっち
- 2023年 9月 湘南医療大学大学院博士後期課程設置認可  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんはかせこうきかていせっちにんか
- 2024年 4月 湘南医療大学大学院博士後期課程設置  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんしゅうしかてい いりょう
- 2025年 4月 湘南医療大学大学院修士課程（医療・マネジメントエグゼクティブ領域）設置  
しょうなんいりょうだいがくかいがくいんしゅうしかてい いりょう りょういき せっち
- 2025年 9月 湘南医療大学別科介護福祉別科設置  
しょうなんいりょうだいがくべつかがいごふくしべつかせっち
- 2025年 9月 認定看護管理者教育課程（サードレベル）開講  
にんていかんごかんりしやきょういくかてい かいこう
- 2026年 4月 湘南医療大学保健医療学部看護学科定員変更（140名から165名）  
しょうなんいりょうだいがくほけんいりょうがくぶかんごがっかていいんへんこう めい めい
- 湘南医療大学保健医療学部リハビリテーション学科理学療法専攻定員変更（40名から60名）  
しょうなんいりょうだいがくほけんいりょうがくぶかんごがっかていいんへんこう めい めい
- 湘南医療大学薬学部定員変更（130名から100名）  
しょうなんいりょうだいがくやくがくぶせっちにんか めい
- 湘南医療大学茅ヶ崎キャンパス開設  
しょうなんいりょうだいがくちがさき かいせつ
- 認定看護師教育課程（感染管理分野）開講  
にんていかんごしきょういくかてい かんせんかんりぶんや かいこう

## がくせいびんらん 「学生便覧」について

この学生便覧は、皆さんが本学で学ぶルールを示したものです。しっかり読んで、自分自身の

目標を叶えるようにしましょう。

大学生活を送る上で様々な問題や困難があるかもしれませんが、その時は、教員や職員に相談してください。

「学生便覧」は、大切に使用してください。なお、在学中に内容の変更があった場合は、ホームページなどでお知らせします。

皆さんの学校生活が健康で有意義になることを願っています。

がくちよう おおやしき ふじえ  
学長 大屋敷 芙志枝

## とうげこう かなら けいじばん しゅうかん 登下校のときには必ず掲示板を見る習慣を

### 掲示について

重要な連絡は「学内掲示や大学ホームページ(在学生サイト)やmanaba掲示」にて行います。

また、呼び出しは、学内掲示や付与されたメールアドレスにて行います。一度掲示したことは、

学生全員に周知・伝達されたものとして扱います。毎日必ず掲示と学内メールを確認してください。

### ていしゅつぎげん 提出期限について

学生に関する届など、学生生活に重要な書類は余裕を持って早めに提出してください。提出

期限を過ぎた場合、手続きが無効になるので注意してください。

# 1 大学の理念

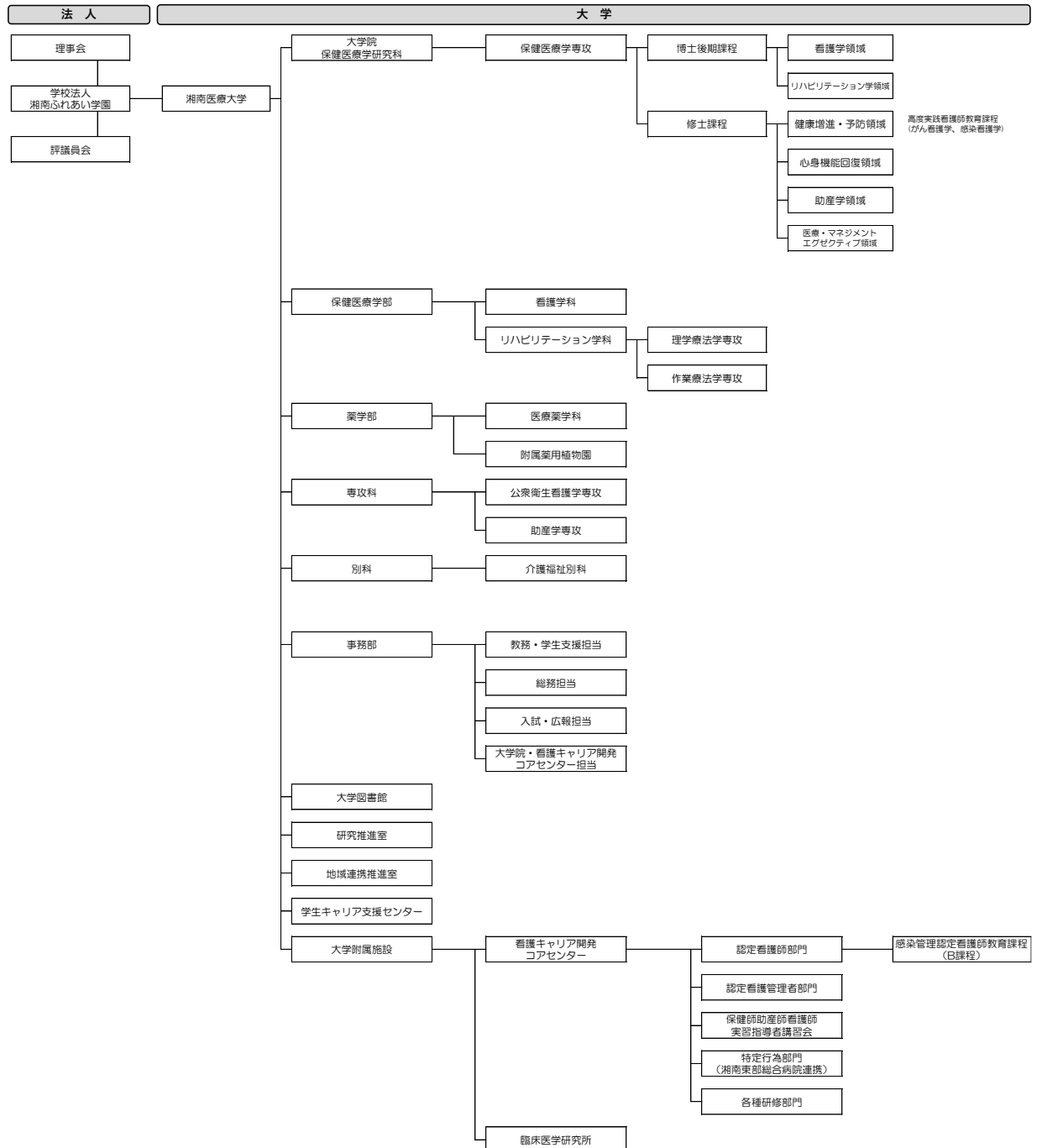
湘南医療大学は「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」をもって建学の理念とする。

人とのふれあいを通して、他者を思いやり、生あるもの全てに感謝し、その人らしさを大切にす  
る教育を實踐し、すべての人々の幸せに役立つことを期する。

# 2 大学の目的

湘南医療大学は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の  
理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究  
を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

# 3 湘南医療大学組織図



## 目次

I	別科の教育について	1
1	別科の教育目的	1
2	ディプロマ・ポリシー (DP: Diploma Policy 修了時に必要な能力)	1
3	カリキュラム・ポリシー (CP: Curriculum Policy 教育課程編成・実施方針)	1
4	アドミッション・ポリシー (AP: Admission Policy 入学者選抜方針)	1
5	カリキュラム (教育課程)	2
6	学位・学籍に関すること	3
1)	卒業要件	
2)	取得資格	
3)	休学・退学・除籍・再入学	
4)	表彰 (学則第47条)	
5)	懲戒 (学則第48条)	
II	主な行事と学年スケジュール	5
1	学年スケジュール	5
III	履修方法	6
1	学年・学期	6
1)	学年	
2)	学期	
3)	修業年限・在学年限	

2	履修科目	6
3	単位の算定基準	6
4	既修得単位の取り扱いについて	6
5	授業の方法	6
	1) シラバス	
	2) 再履修	
6	授業時間	7
7	出席管理	7
	1) 遅刻・早退	
	2) 欠席・忌引	
	3) 出席の不正	
8	受講マナー	9
9	授業に関する質問	9
10	交通機関の不通時等による休講	9
IV	試験・成績評価等	10
1	試験の種類	10
	1) 試験	
	2) 追試験	
	3) 再試験	
2	定期試験等成績評価を受けるうえでの注意	11
	1) 受験資格	

2)	がくせいしょう ていじ 学生証の提示	
3)	しけんほうき 試験放棄	
4)	ふせいこうい 不正行為	
3	レポート .....	12
4	せいせきひょうか 成績評価 .....	12
1)	GPA (Grade Point Average) せいど 制度について	
2)	GPA のたいしょう となるじゆぎょうかもく 対象となる授業科目	
3)	せいせきひょうか ひょうてんきごう 成績評価の評点記号と GP	
4)	GPA のさんしゅつほうほう 算出方法	
5)	GPA のしゅるい 種類	
6)	さいりしゅう 再履修	
5	せいせき つうち 成績の通知 .....	13
V	がくせいせいかつ 学生生活 .....	15
1	がくせいせいかつ おく 学生生活を送るためにまず必要なこと .....	15
1)	けいじばん さいがくせいさいと がくしゅうしえん 掲示板、在学生サイト、学習支援システム manaba、付与メールアドレス確認の習慣化	
2)	がくせいしょう 学生証	
3)	がくせきぼ がくせいちようさしよ ていしゅつおよびへんこう ていしゅつ 学籍簿 (学生調査書) の提出及び変更の提出	
2	キャンパスマナー .....	16
1)	だいがく りようじかん 大学の利用時間	
2)	こうぎしつ じっしゅうしつどう しよう 講義室や実習室等の使用	
3)	けいたいでんわ しよう 携帯電話やスマートフォンの使用	

4)	飲食の場所とゴミの分別	
5)	服装規定	
6)	地域の施設や住民の方々への配慮	
3	各種証明書・届出等	19
1)	窓口対応時間	
2)	証明書等の申し込み方法	
3)	届出・願出等	
4)	通学証明書について	
5)	学生旅客運賃割引証（学割証）	
4	学生納付金（授業料ほか）	21
1)	学納金について	
2)	休学に伴う在籍料について	
3)	学生生活で必要になる経費	
5	ふれあい健康友の会	22
6	安全で安心な学生生活	22
1)	通学方法	
2)	盗難等防止および遺失物の取り扱いについて	
3)	学生保険	
4)	事故・事件発生時と発生後の対応	
7	災害時（地震・火災等）の対応	24

1)	地震発生時の対応	
2)	火災発生時の対応	
3)	Jアラート発令時の対応	
4)	その他の災害（台風や集中豪雨等）発生時の対応	
5)	安否確認	
8	健康管理	28
1)	健康診断・健康相談	
2)	感染症対策	
3)	感染症罹患時の対応と出席停止	
4)	新型コロナウイルス感染症への対応	
5)	医務室について	
6)	カウンセリング室の利用について	
9	情報システム	31
1)	情報システムの主な内容	
2)	情報システム利用上の注意	
10	諸施設等の利用	32
1)	施設の使用について	
2)	施設使用上の諸注意	
3)	個人ロッカーの利用について	
4)	コピー機の使用	

5) レポートの印刷	
6) 学内での掲示物と文書配布について	
11 大学生活で配慮を必要とする学生への対応	34
12 ハラスメントへの対応	35
1) ハラスメントの定義	
2) 皆さんが認識すべき事項	
3) ハラスメントを受けたと感じた時・身近に起きた時	
4) 相談に関する問い合わせ	
13 学生の経済的支援、アルバイト他	36
1) 修学資金	
2) アルバイト	
3) 学生アパート	
4) 国民年金「学生納付特例制度」の活用	
14 生活上のトラブルの防止と対応	37
1) 個人情報 <sup>こじんじょうほう</sup> の取り扱い <sup>とりあつかい</sup>	
2) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (SNS) 等インターネット <sup>りようじょう</sup> 利用上 <sup>きんしじこう</sup> の禁止事項 <sup>ちゅう</sup> と注	

## いじこう 注意事項

- 3) 住居・通学・夜間の外出等に関する注意点と禁止事項
- 4) お金に関するトラブルの注意点と禁止事項 (訪問販売・キャッチセールス等)
- 5) キャンパス内は禁酒・禁煙
- 6) 麻薬、覚醒剤、大麻、指定薬物 (危険ドラッグ) にかかる被害の防止と禁止行為

7) 刺青・タトゥーの禁止	
17 キャリア支援	39
VI 図書室	39
1 図書室資料の利用	39
1) 館内閲覧	
2) 館外貸出	
3) 返却	
4) 貸出延長	
5) 特別貸出	
6) 視聴	
2 利用上の注意	40
1) 罰則	
2) 禁止事項	
3) その他	
VII 湘南医療大学規程 (学生に関するもの抜粋)	41
1 湘南医療大学学則	
2 湘南医療大学別科規程	
3 湘南医療大学別科履修規程	
4 湘南医療大学学生規程	
5 湘南医療大学ハラスメント防止規程	

しょうなんいりょうだいがく ぼうしどう しょうしん  
湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針

6 しょうなんいりょうだいがくにゆうがくけんていりょうおよ かくせいのうぶきんなら たひよう かん きてい  
湘南医療大学入学検定料及び学生納付金並びにその他費用に関する規程

7 しょうなんいりょうだいがくがくせいちょうかい かん  
湘南医療大学学生懲戒規程

しょうなんいりょうだいがくがくせいちょうかい かん さいそく  
湘南医療大学学生懲戒に関する細則

こんなときには？（ <small>じむしつりようあんない</small> 事務室利用案内）	80
<small>たいおうまどぐち りようほうほう いちらん</small> 対応窓口と利用方法の一覧	81
<small>ふじさわ あんないず</small> 藤沢キャンパス案内図	82
<small>がく えん うた</small> 学 園 歌	83
ふれあいグループ <small>じっしゅうせつ</small> 実習施設	84

## I 別科の教育について

### 1 別科の教育目的

別科は、本学の理念に基づき、介護福祉士を養成することを目的とする。

### 2 ディプロマ・ポリシー (DP: Diploma Policy 修了時に必要な能力)

- 1) 社会人として必要な知識・人間性と、福祉職として必要な知識と高い倫理観を身につけ、実践することができる。
- 2) 利用者中心の介護福祉を实践するために、多職種連携と周辺分野との協働することができる。
- 3) 介護福祉士と同等の学力と技術を習得している。
- 4) 介護福祉の技術をもって地域共生社会の実現に貢献することができる。
- 5) 介護福祉の専門職として、自律して技術を展開することができる。

### 3 カリキュラム・ポリシー (CP: Curriculum Policy 教育課程編成・実施方針)

介護福祉職として実践的能力を養成できるよう、以下の科目をおく。

- 1) 科目領域「人間と社会」より、人権や人間関係の成り立ち等、社会と介護との関わりの理解を深める科目をおく。
- 2) 科目領域「介護」より、介護の基礎知識と基礎技術を身につける科目をおく。
- 3) 科目領域「こころとからだのしくみ」と「医療的ケア」より、人間の発達や心身機能の基礎知識を身につける科目をおく。
- 4) 演習・実習を通じ、それぞれの科目領域を統合して考え、介護・医療・福祉の諸課題を科学的根拠に基づき検討し、提案する科目をおく。

### 4 アドミッション・ポリシー (AP: Admission Policy 入学者選抜方針)

別科は、次のような学生を求め、受け入れます。

- 1) 学生生活に必要な基礎学力とコミュニケーション能力を有している。
- 2) 人権意識や倫理観を身につけたいという意欲がある。
- 3) 常に知識を活用することを想定し、主体的・自立的に学ぶ意欲がある。
- 4) 周囲や実習先の利用者等に対して誠実に行動することができる。
- 5) 自分の言動に責任をもつことができる。

### 5 カリキュラム (教育課程)

下表は、介護福祉別科の「教育課程表 (カリキュラム表)」です。

領域	指定科目	授業科目名	時間数	単位数
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30	1
	人間関係とコミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーションⅠ	30	1
		人間関係とコミュニケーションⅡ	30	1
	社会の理解 (60)	社会の理解Ⅰ	30	1
		社会の理解Ⅱ	30	1

	人間と社会に関する科目 (90)	健康と介護予防	30	1
		多文化共生社会とコミュニケーションⅠ	30	1
		多文化共生社会とコミュニケーションⅡ	30	1
人間と社会 合計			240	8
介護	介護の基本 (180)	介護の基本Ⅰ	30	1
		介護の基本Ⅱ	30	1
		介護の基本Ⅲ	30	1
		介護の基本Ⅳ	30	1
		介護の基本Ⅴ	60	2
	コミュニケーション技術 (60)	コミュニケーション技術Ⅰ	30	1
		コミュニケーション技術Ⅱ	30	1
	生活支援技術 (300)	生活支援技術Ⅰ	30	1
		生活支援技術Ⅱ	90	3
		生活支援技術Ⅲ	90	3
		生活支援技術Ⅳ	60	2
		生活支援技術Ⅴ	30	1
	介護過程 (150)	介護過程Ⅰ	60	2
		介護過程Ⅱ	60	2
		介護過程Ⅲ	30	1
	介護総合演習 (120)	介護総合演習Ⅰ	60	2
		介護総合演習Ⅱ	30	1
		介護総合演習Ⅲ	30	1
	介護実習 (450)	介護実習Ⅰ	120	2
		介護実習Ⅱ-1	160	3
介護実習Ⅱ-2		176	4	
介護 合計			1266	36
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ	30	1
		こころとからだのしくみⅡ	30	1
		こころとからだのしくみⅢ	30	1
		こころとからだのしくみⅣ	30	1
	発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	30	1
		発達と老化の理解Ⅱ	30	1
	認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30	1
		認知症の理解Ⅱ	30	1
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30	1
		障害の理解Ⅱ	30	1
こころとからだのしくみ 合計			300	10
医療的ケア	医療的ケア (50)	医療的ケアⅠ	68 (50) *	2
		医療的ケアⅡ	60	2
	医療的ケア 合計			110
総時間数			1916	58

## 6 学位・学籍に関すること

### 1) 卒業要件

卒業には、「教育課程」に定められたすべての単位を取得しなければなりません。介護福祉別科では、授業科目は全て必修となります。教育課程表、シラバス、その他必要事項をよく読んで、卒業までに全部の科目を必ず履修してください。また、学生納付金の滞納がある場合、学則第43条に基づき除籍処分の対象となるため、卒業要件を満たしていても卒業することができません。

ふれあいグループ修学資金の貸与を受け納付金が一部免除となっていた者が、貸与契約解除となった場合は、免除されていた施設維持費、実習費の納付が必要になりますのでご注意ください。

### 2) 取得資格

本学介護福祉別科を卒業すると次の資格が取得できます。

取得資格
介護福祉士国家試験受験資格

### 3) 休学・退学・除籍・再入学

#### ・休学（学則第37条・38条）

病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続きにより、学長の許可を受け、休学することができます。（「V-3-3」届出・願出等）参照）

休学期間は、やむを得ない場合を除き1年を超えることはできません。また、通算して2年を超えることはできません。

休学期間は、学則第18条の在学年限に算入しません。

学期途中で休学する場合でも、納入された学生納付金は返還されません。

#### ・退学（学則第42条）

退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し学長の許可を受けなければなりません。

学期途中で退学する場合でも、納入された学生納付金は返還されません。

#### ・除籍（学則第43条）

次の各号の一に該当する者は、学長が別科委員会の意見を聴いて除籍されます。

- (1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 学則第18条に定める在学年限を超えた者
- (3) 長期間にわたり行方不明の者
- (4) 学則第38条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者
- (5) 死亡した者

学期途中で除籍された場合でも、納入された学生納付金は返還されません。

#### ・再入学（学則第44条）

次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合に限り、学長は別科委員会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することがあります。

(1) 学則第42条の規定により退学した者

(2) 学則第43条第(1)号及び第(4)号の規定により除籍された者

再入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、別科委員会の意見を聴いて学長が決定します。

#### 4) 表彰 (学則第47条)

学生として表彰に値する行為があった者は、別科委員会の意見を聴いて学長が表彰することができます。

#### 5) 懲戒 (学則第48条)

本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者は、別科委員会の意見を聴いて学長がこれを懲戒します。

## II 主な行事と学年スケジュール

### 1 学年スケジュール

※変更の場合があります。別途、在学生サイトに掲載される最新の日程を確認してください。

#### 2026年度 主な行事（介護福祉別科）

前期（4月1日～9月22日）

行事名	1年生	2年生
入学式	4月3日(金)※茅ヶ崎市民文化会館	
授業ガイダンス	4月3日(金)午後	4月2日(木)午前
健康診断	4月7日(火)※湘南健康管理センター	4月6日(月)※湘南健康管理センター
前期授業開始	4月6日(月)	4月6日(月)
祝日授業	4月29日(水) 7月20日(月)	4月29日(水) 7月20日(月)
実習期間	介護実習Ⅰ ①5/20,21,22,25,26(5日間) ②6/3,4,5,8,9(5日間) ③6/17,18,19,22,23(5日間)	介護実習Ⅱ-2 6月17日-7月17日(22日間)
前期試験期間・補講期間	8月10日(月)～8月20日(水)	8月10日(月)～8月20日(水)
介護福祉士国家試験申込		8月上旬(9月上旬締切)
夏季休業期間	8月21日(木)～9月22日(火)	8月21日(木)～9月22日(火)

後期（9月23日～3月31日）

行事名	1年生	2年生
後期授業開始	9月23日(水)	9月24日(木)
祝日授業	9月23日(水) 11月23日(月) (実習Ⅱ-1)	
実習期間	10月1日(木)～10月30日(金)	
学外研修	11月20日(金)	10月9日(金) 11月20日(金)
冬季休業期間	12月25日(金)～1月3日(日)	12月25日(金)～1月3日(日)
介護福祉士国家試験		1月下旬
後期試験期間・補講期間	2月16日(火)-2月25日(木)	2月3日(火)-2月19日(金)
修了式	3月12日(金)	3月12日(金)
春季休業期間	2月26日(金)～3月31日(水)	

※行事予定は変更する場合があります。在学生サイト等掲載の最新日程を確認してください。

### Ⅲ 履修方法

#### 1 学年・学期

##### 1) 学年

4月1日～翌年3月31日

##### 2) 学期

学年は次のとおり2学期に分かれます。科目の配当は、前期・後期・通年に分けられています。

前期	4月1日～9月22日
後期	9月23日～翌年3月31日

##### 3) 修業年限・在学年限

修業年限は、2年です。4年を超えて在学することはできません。

#### 2 履修科目

別科の授業科目は、全科目必修となっています。必修科目は、卒業までに必ず履修し単位を取得しなければならない科目です。成績の評価が不合格の場合、再履修しなければなりません。卒業時に1科目でも未修得科目が存在する場合は卒業できません。

#### 3 単位の算定基準

1 単位の授業時間は、授業の形態別に原則として次のとおり定められています。

講義科目、演習科目	15～30時間
実験科目、実習科目	30～45時間

なお、2つ以上の形態を併用する場合は、その組み合わせに応じて別途定めます。

授業科目ごとの単位数、時間数、授業回数は、シラバスを参照してください。

#### 4 既修得単位の取り扱いについて

介護福祉別科では2年間という短い修業年限で学修に取り組むことから、介護福祉別科入学以前の異なるカリキュラムによる既修得単位は参考として扱い、本学別科の単位としての認定は実施しません。

#### 5 授業の方法

本学における授業形態は、講義、演習、実験、実習に分けられます。主に、講義形式の授業形態を基本としますが、教員による一方的な講義形式の教育だけではなく、学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的な能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る発見学習、問題解決学習、体験学習等のアクティブ・ラーニングを実施することにより、技術修得を促進します。また、必要に応じてオムニバス方式による授業（同一科目の

授業を複数の教員が担当する方式)を行います。

なお、実習科目については、別途配布される「実習要綱」等に詳細が記載されているので参照してください。

## 1) シラバス

学生の履修計画を支援するためシラバスを作成しています。内容は、授業概要、到達目標、授業回数、授業のテーマ・内容、予復習に必要な時間、課題へのフィードバックの方法、評価方法・割合、教科書、参考図書及び事前・事後学習内容と留意事項で構成されています。履修計画等に活用してください。

## 2) 再履修

成績評価において不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修(以下「再履修」という)しなければなりません。再履修する科目は、次年度以降に再び受講し試験を受けなければなりません。

## 6 授業時間

授業時間は90分を1授業時間(1回)とし、時限は次のとおりとします。

時 限	時 間	備 考
1時限	9時00分～10時30分	補講、実験、実習等では、時間帯が異なる場合があります。
2時限	10時40分～12時10分	
3時限	13時00分～14時30分	
4時限	14時40分～16時10分	

なお、「時間割」については、前後期毎に提示します。

## 7 出席管理

学生の講義・演習の出欠管理は教職員による目視にて確認します。

出欠管理について、他の学生の出席があったように振る舞うことは、不正行為となり、懲戒の対象となります。

### 1) 遅刻・早退 ※大学に必ず連絡してください

- (1) 遅刻: 授業開始後30分以内の入室は遅刻とします。それ以降の遅刻は欠席扱いとします。
- (2) 早退: 授業終了前30分以内の退室は早退とします。それ以前の早退は欠席扱いとします。
- (3) 遅刻・早退は3分の1回分の欠席扱いとなります。
- (4) やむを得ない理由(例: 電車の遅延)による遅刻や早退は、証明書をつけて出席届出書を提出することにより出席扱いとなる場合があります。なお、実際に交通機関が遅延した時間と入室した時間に著しい相違があった場合は、出席に対する不正とみなされる場合があります。なお、遅延の対象は学籍簿記載の通学方法のみとなります。

### 2) 欠席・忌引

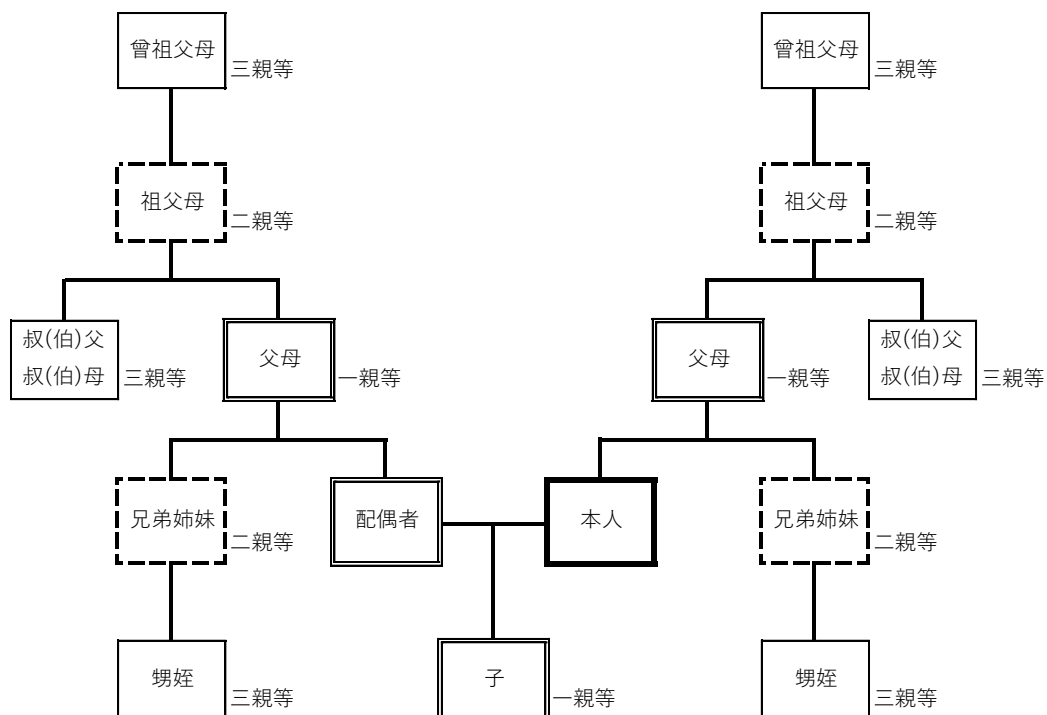
病気や忌引き等のやむを得ない理由により授業を受けることができなかつた者は、欠席理由が解消してから2週間以内に欠席届を事務室に提出してください。病気で7日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付してください。感染症による出席停止期間中は欠席扱いになりません。(欠席扱いではありませんが、補講を受ける必要がある場合もあります。)

いずれの手続きも、専任教員の確認をうけた後で、事務室に提出してください。

公欠認定理由	必要な証明書類	提出先
病気 ※本学で認められている感染症「V-10-3」感染症罹患時の対応と登校停止参照	診断書または治癒証明書（領収書・薬袋は不可） ※加療期間等の記載内容から、当日出席できないことが読み取れる診断書または治癒証明書に限る	事務室
三親等内の親族の婚姻・忌引	招待状・会葬礼状等、日程がわかるもの ※忌引きで会葬礼状が出ない場合は、死亡診断書、埋（火）葬許可書、除籍後の住民票、除籍証明書等提出すること	
交通機関の遅延	遅延証明書	
就職試験	就職用欠課届（採用試験がわかる書類添付）	
裁判員制度による拘束	裁判所が発行する証明書	

忌引きによる欠席の場合、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席扱いになりません。

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| 一親等（父母、子）及び配偶者           | 連続する7日間（休日を含む） |
| 二親等（兄弟姉妹、祖父母）            | 連続する3日間（休日を含む） |
| 三親等（叔（伯）父・叔（伯）母、曾祖父母、甥姪） | 1日間            |



復旧（警報解除）時間	授業実施時限
6:00現在で復旧（警報が解除）された場合	1時限から実施
10:00現在で復旧（警報が解除）された場合	3時限から実施

### 3) 出席の不正

他の学生に成り代わり、出席の代行を行うことは不正行為です。不正行為が発覚した場合、不正行為を行った者、並びに不正行為を依頼した者、両者に嚴重な懲罰が科せられます。

#### 懲罰内容

1回目：当該日の当該科目を「欠席」とする。

2回目：当該科目の単位認定をしない。

不正が発覚した時点で、自動的にこの懲罰が適応されます。

## 8 受講マナー

以下に示す行為・行動は、講義中（演習中）の教員のみならずクラスメイトにも多大な迷惑をかけることとなります。介護福祉士を目指す学生として、良識ある行動をとってください。

- (1) 無断での講義室（演習室）の入退室
- (2) 私語・居眠り
- (3) 携帯電話・スマートフォン・タブレット・パソコン・イヤホン等の使用  
(通信・電話・メール・WEB閲覧など、講義に不必要なこと)
- (4) 食事（ガムを噛んだり、菓子・軽食を食べながらの受講）
- (5) 帽子・キャップ等の着用

## 9 授業に関する質問

授業に関する教員への質問や相談については、授業前後の時間に行ってください。自分に合った方法で質問・相談してください。非常勤講師への授業外での質問を希望する場合も専任教員に問い合わせてください。

## 10 交通機関の不通時等による休講

次のいずれかに該当する場合は、授業は原則として休講とします。

- 1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により、JR東海道線又は小田急江ノ島線が不通の時。ただし、バス等による振替輸送がある場合は不通とみなしません。
- 2) 神奈川県全域に警報（暴風、大雪、暴風雪）、特別警報（以下「警報」という）発令時。

1) 2) により休講となった場合でも、JR東海道線又は小田急江ノ島線が復旧した場合、又は警報が解除された場合は次のとおり授業を行います。

※実習等の場合は上記とは別に対応します。実習要綱・ガイドライン等を参照してください。

3) 前項に定める場合の他、災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることがあります。

#### IV 試験・成績評価

##### 1 試験の種類

試験の種類には定期(終講)試験・追試験・再試験があります。なお、試験の方法には筆記・レポートや論文・実技等があります。試験の種類により試験の手続き、時期、成績評価が異なるので、間違いのないよう気をつけてください。

##### 1) 試験

定期試験は、原則として当該科目の授業が終了する学期末に期間を定めて行います。定期試験の他、当該授業の学期中に期間を定めず担当教員の判断により試験を行うことがあります。

##### 2) 追試験

忌引き、疾病その他やむを得ない理由により定期試験を受けられなかった者は、原則として当該試験開始時間までに事務室又は教員に連絡をしたうえで、申請により追試験を受けることができます。追試験の手続きをしていないものは、追試験を受験することはできません。

追試験を受けようとする者は、「追試験申請書」に下記の証明書類を添え、原則として当該科目の試験日から3日以内(感染症等により3日以内の登校が困難な場合は登校可能となった日から3日以内)に事務室に提出し学長の許可を受けてください。

追試験当日には「追試験受験票」を必ず持参してください。

追試験の成績評価は、89点を上限とします。

受験できなかった理由	必要な証明書類
本人の病気・けが・体調不良	診断書または治癒証明書(領収書・薬袋は不可) ※加療期間等の記載内容から、当日受験できないことが読み取れる診断書または治癒証明書に限る
三親等内の親族の婚姻・忌引	招待状・会葬礼状等、日程がわかるもの ※忌引きで会葬礼状が出ない場合は、死亡診断書、埋(火)葬許可書、除籍後の住民票、除籍証明書等提出すること 帰国が必要な場合は、事前に担任にスケジュールなど詳細を報告すること
交通機関の遅延	遅延証明書
就職試験	就職用欠課届(採用試験がわかる書類添付) ※採用試験日等と定期試験日が重なった場合は、事前に担任まで相談すること

### 3) 再試験

定期試験又は追試験で成績が合格点に達しなかった場合、科目担当教員の判断により再試験を行うことがあります。ただし、科目によっては、再試験を行わない場合があります。再試験を許可された学生は、「再試験願」に再試験料（1科目2,000円）を添え、必ず指定された日時に、再試験を許可された本人が事務室に提出してください。

再試験当日には「再試験受験票」を必ず持参してください。

再試験で合格した場合の成績は、「可（C※）「60点」とします。

### 4) その他試験

その他試験は本試験、追試験、再試験とは別に、別科長が認めた試験を表し、合格した場合の成績は「可（C※）「60点」とします。

## 2 定期試験等成績評価を受けるうえでの注意

### 1) 受験資格

次のいずれかに該当する者は、試験を受けること、試験に代わる論文、報告書（レポート）の提出、口述（試問）を受けることができません。

- (1) 原則として、試験科目の出席時間数が授業時間数の3分の2に満たない者  
実習科目においては、出席時間数が原則として全日程の5分の4に満たない者
- (2) 当該科目の試験時間の3分の1を超えて遅参した者
- (3) 学生納付金の滞納がある場合、「入学検定料及び学生納付金並びにその他費用に関する規程」第7条第1項第1号に基づき、定期試験の受験資格は停止されます。

### 2) 学生証の提示

試験を受けるには学生証が必要です。試験の際は、机上の見えやすい所に置いてください。

学生証を忘れた者は、事務室で仮学生証（発行料：1,000円）の交付を受けてください。交付願については、「V-3-3）届出・願出等」を参照してください。

### 3) 試験放棄

解答用紙を未提出で退室した場合は放棄とみなします。

#### 4) 不正行為

授業科目の成績評価のために実施する定期試験及びこれに準じる試験(小テスト等)において、成績評価の公正を損なう「不正行為」があったと認められた場合は、教職員会議の議を経て、処分が決定します。処分としては当該科目の評価対象外(O1)、停学又は退学などの処分が行われる場合があります。

また、レポート作成・提出にあたり、他人の文章を盗用する、コンピューターを使用して得た情報を書き写す等の不正行為が認められた場合は「試験の不正行為」と同様とみなされ、処分対象となります。

### 3 レポート

レポートの提出については、指示された期日、方法のとおり行ってください。提出の際は各自で1年間複製(コピー)を保管してください。他人の文章を盗用することは、どのようなことがあっても許されません。他人の文章を引用する場合には、引用元を明示する等ルールを遵守してください。

#### 4 成績評価

成績評価には、定期試験の他、ルーブリック評価や、レポート等があります(授業態度を含むことがあります)。詳しくはシラバスを参照してください。

※ルーブリック評価とは：学習到達度を示す評価基準の観点と尺度を示したものの。

#### 1) GPA (Grade Point Average) 制度について

GPA制度とは、世界の大学で広く用いられている成績評価方法で、就職、進学、留学などの場合に応募先の採否の判断に使われる場合があります。日本の大学では奨学金の給付・貸与者の決定の際の基礎資料や個別指導に活用されることがあります。また、「卒業判定の基準」や「退学勧告の基準」として使用される例もあります。

本学では、修学指導の参考として、また退学勧告の基準として用いる場合があります。

#### 2) GPAの対象となる授業科目

本学で開講している授業科目がすべてGPAの対象となります。

#### 3) 成績評価の評点記号とGP

成績評価は、シラバスに定めた基準を基に判定し、学則第31条に基づき次の表に掲げるとおりとします。GPAは、成績評価を5段階(S、A、B、C、D)で示し、それぞれに対して4.

3. 2. 1. 0のGPを付与し、単位あたりの平均を出す方法です。

評価	評点	グレードポイント G P	単位の授与
秀 (S)	90点~100点	4	授与
優 (A)	80点~89点	3	
良 (B)	70点~79点	2	
可 (C)	60点~69点	1	

ふか 不可 (D)	てんいか 59点以下	0	ふじゅよ 不授与
ほうき 放棄 (O1)	じゅげんしかくそうしつ 受験資格喪失	0	
ほうき 放棄 (O2)	ていきしけんじゅげん 定期試験受験の放棄	0	
じたい 辞退 (✓)	ひょうかたいしょうがい 評価対象外	さんてい 算定しない	ひょうかたいしょうがい 評価対象外

秀 (S) ～可 (C) は合格で単位を授与します。不可 (D) は不合格です。

#### 4) GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \frac{\text{Sの単位数} \times 4 + \text{Aの単位数} \times 3 + \text{Bの単位数} \times 2 + \text{Cの単位数} \times 1 + \text{Dの単位数} \times 0 + \text{Oの単位数} \times 0}{\text{GPA対象科目の総履修登録単位数 (S～Oの総単位数)}}$$

れい) GPA算出法				
かこくめい 科目名	ひょうてい 評定	たんいすう 単位数	GP	
あ	S	2	4	2 × 4 = 8
い	D	1	0	1 × 0 = 0
う	A	2	3	2 × 3 = 6
ごうがい 合計		5 単位	14 点	GPA = 14 点 ÷ 5 単位 = 2.80

#### 5) GPAの種類

当該学期における学修の状況及び成果を示す指標を「学期GPA」、在学中における全期間の学修の状況及び成果を示す指標を「累積GPA」といい、算出された数値の小数点第3位以下は切り捨てるものとします。

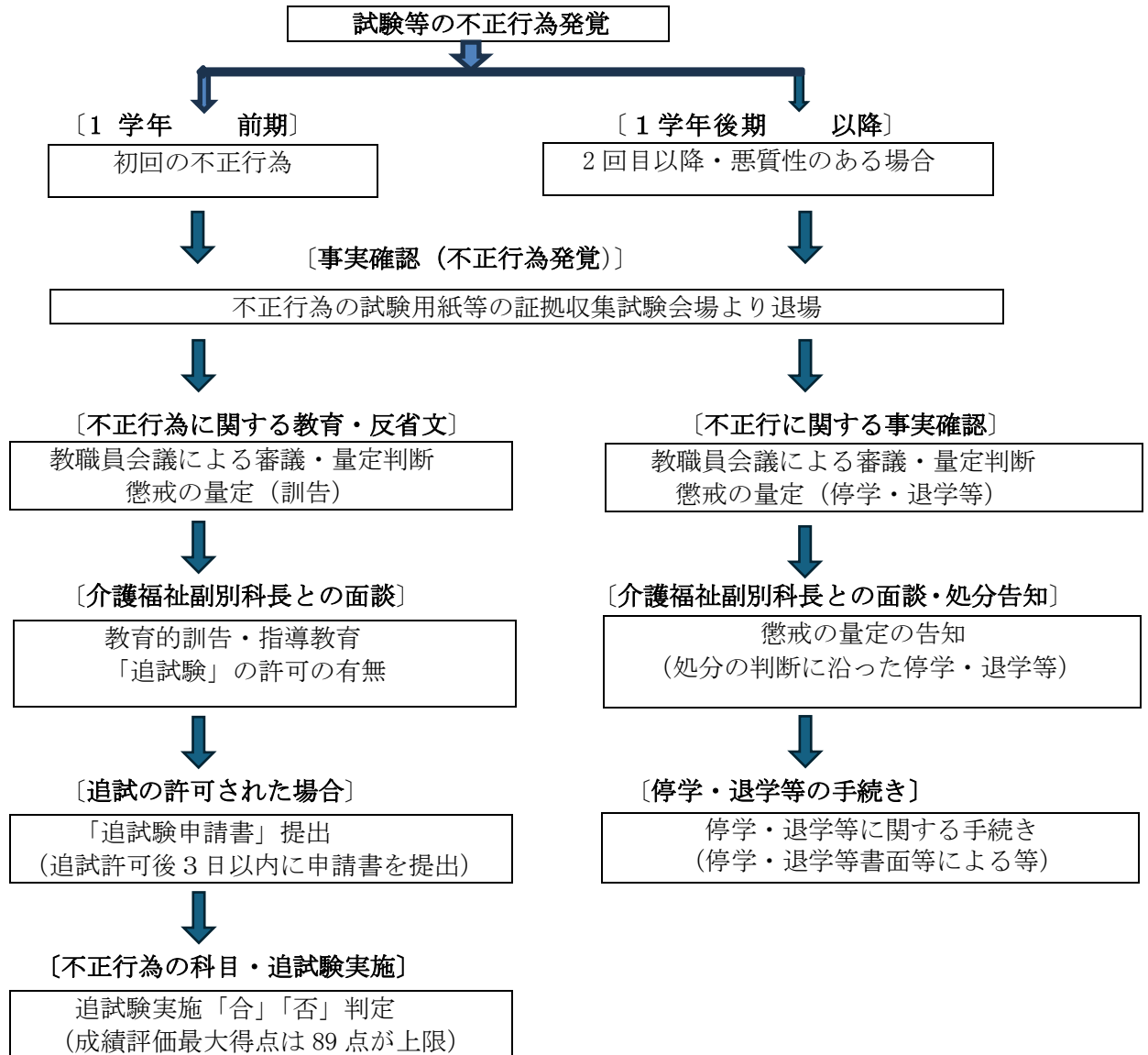
#### 6) 再履修

不合格又は評価対象外とされた必修の授業科目は、再度履修（以下「再履修」という）しなければなりません。再履修科目は、原則として、授業を再度受講して、試験を受けなければなりません。

#### 5 成績の通知

各学期の評価確定後、本人宛に通知します。

## 試験等の不正行為の懲戒の流れ



注) 不正行為を行った学生等の情報開示については、介護福祉副別科長の承認をもと公表する。  
公表する際には他の学生に与える影響及び教育的配慮等を総合的に考慮すること。

2025年9月4日作成

## V 学生生活

学生生活をどのように過ごすかは、皆さん自身に任されています。自ら考え、自らの責任において行動しなければなりません。また学内だけでなく、地域社会の一員としての社会的責任を伴います。

湘南医療大学生としての品格を持ち、そして誇りを持って行動し、自分自身はもちろん、大学の名誉を傷つけ信用を失わせることのないように心がけてください。

### 1 学生生活を送るためにまず必要なこと

#### 1) 掲示板、在学生サイト、学習支援システム manaba

講義や実習に関すること、試験に関すること、授業料や奨学金に関すること、学生の呼び出し他、学生生活を送るために欠かせない情報です。毎日確認しましょう。

情報の見落とし等による思わぬ不利益、不都合は自己責任です。大学から発信された情報は掲示やメール送信により周知したとみなします。特に提出期限のある情報には注意してください。

##### (1) 掲示板

藤沢キャンパスにおいては、1階に掲示します。

##### (2) 在学生サイト

本学ホームページの「在学生の皆様へ」から、ログインしてください。授業、試験、学生生活等の情報を更新しています。

##### (3) 学習支援システム manaba (<https://sums.manaba.jp>)

manaba ページから、ログインしてください。科目ごとに連絡したり情報が更新されたり、オンデマンド授業等が実施されます。また、災害時の連絡にも使用することがあります。「V - 11 - 3) - (4) 学習支援システム「manaba」について」参照)



### 2) 学生証

#### (1) 学生証を携帯する

学生証は、学生の身分を証明する大切なカードです。毎日携帯してください。

学籍番号は7ケタの数字で構成され、それぞれのケタは次のように意味づけられています。

○○ ○○ ○○○  
入学年度 学科専攻 個人番号

例：2026年度入学生 介護福祉別科 001番 → 2660001

介護福祉別科

60

授業への出席確認のために、授業ごとに学生証が必要です。

また、次の場合には、学生証の提示が必要になります。

- ① 身分証明を求められた時
- ② 図書室で本を借りる時
- ③ 試験を受ける時

- ④定期乗車券を購入する時、学生割引運賃を利用する時
- ⑤各種証明書等の受領時
- ⑥届出・願出関係書類の提出時

学生証の裏面に貼るシールは、通学定期券を購入するための証明書となります。事前に氏名、現住所、通学区間を記入してから、鉄道会社等の窓口で提示してください。

学生証の有効期限は最短卒業年次までです。留年・休学等によって最短卒業年次を超えて在籍する場合は、1年毎に更新手続きが必要です。

学生証の記載事項に変更が生じた場合、紛失または破損した場合は、速やかに事務室に届け出て、再交付を願ひ出してください。(再発行料：3,000円)

卒業や退学または除籍になった場合は、速やかに事務室に学生証を返還してください。

(2) 学生証の保管方法

学生証は、在籍しているあいだ使用しますので、保管方法に十分注意して取り扱ってください。直接日光のあたる場所や高温多湿の場所での保管は避けてください。また、磁気に近づけないでください。アルコールや消しゴム等に接触させると、変色・退色することがあります。

3) 学籍簿(学生調査書)の提出及び変更の届出

学籍簿(学生調査書)は学業成績のほか、学生の身上異動、保証人及び住所等を明確にする目的で作成されます。新生は、所定の学籍簿に住所及び家族構成等を記入し、入学時に事務室へ提出してください。

また、学籍簿(学生調査書)に記入した事項に変更が生じた場合には、事務室へ連絡してください。転居後に住所変更がされない場合は、大学から送付される重要なお知らせが届かなくなりますので注意してください。

2 キャンパスマナー

大学での学生生活は、集団生活の場でもあります。学生も教職員も気持ちよく円滑に集団生活を送るために、決められたルールを理解して遵守し、マナーの向上に努めましょう。

1) 大学の利用時間

学生の入構が可能な時間は、以下の通りです。

▶藤沢キャンパス

月曜日から金曜日 8:00～17:00 ※原則 土曜日・日曜日・祝日は、使用できません。

なお、上記の時間帯については、感染症の流行等により変更する場合があります。

詳細は「V-13-1) 施設の使用について」を参照してください。

占有して使用する場合は、事前に事務室等で使用申請を行い、許可を受けてください。

2) 講義室や実習室等の使用

講義室、実習室等は、特定の学生の専用スペースではありません。室内に私物を置かず、各自

ゴミは所定の場所に捨て、整理整頓を心がけましょう。置いたままの私物は、状況により撤去する場合があります。次の授業のために事前に座席を確保する行為は、禁止します。また、授業以外の活動で使用する場合は、届出が必要です。「V-12-1) 施設の使用について」を参照してください。

大学施設や備品を破損・滅失した、若しくは発見した場合、直ちに事務室に届け出てください。

### 3) 携帯電話やスマートフォンの使用

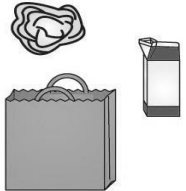

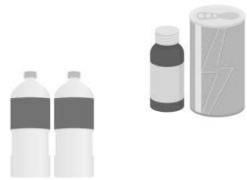
学内でスマートフォンや携帯電話等の使用は、授業中、試験中および図書館での自他の学修の妨げにならないようにしてください。また、キャンパス内の電源から各々のスマートフォンや電子機器類に充電を行うのは窃盗（盗電）にあたります。

### 4) 飲食の場所とゴミの分別

学内には飲食できる場所とできない場所が決められています。飲食禁止場所には掲示がしてありますので、ルールを守ってください。

ゴミは、「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「空き缶・ペットボトル」の3種類に分別しています。キャンパスの美化とリサイクルを心がけましょう。

食べ残しや汁物は洗面所やトイレに流すと故障や水漏れの原因となりますので、指示通りに捨ててください。

燃えるゴミ	燃えないゴミ	空き缶・ペットボトル
 <ul style="list-style-type: none"> <li>リサイクルできない紙くず等 (汚れた紙くず、ティッシュ、カップ 麺の紙容器等)</li> <li>生ゴミ</li> <li>割箸、紙コップ</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>燃やせないゴミ</li> <li>プラスチック類 (ビニール全般、レジ袋、お菓子の 包み、弁当容器、発泡スチロール、ラ ップ等)</li> <li>「プラ」マークのついているもの</li> </ul>	 <ul style="list-style-type: none"> <li>空き缶、ペットボトル、空きビン</li> </ul>

※リサイクルできる紙くず(コピー用紙、シュレッダーくず)、段ボール、古紙、雑誌、包装紙等を捨てる場合には、事務室に申し出てください。

### 5) 服装規定

学内演習及び臨地実習においては、感染防止等の安全面や衛生上の理由から、また本学の在学学生であることを示す必要から、実習ユニフォームを着用し、かつ、着用時の服装規定を遵守する必要があります。それ以外の学内活動(大学及び実習施設等への通学時を含む)においては、TPO\*1にあわせた服装を心がけてください。

大学の理念にある「その人らしさを大切にする教育の実践」の一環として学生の自己決定権や表現の自由を保障するとともに、対人援助職を目指す者としての外見や態度に関する感受性と、本学の伝統をつくる者としての誇りを育むために、以下の規定を設けます。

\*1 時 (time)・所 (place)・場合 (occasion) の意。また、それらの条件に応じて服装などを選ぶこと (広辞苑第5版)。

(1) 学内演習及び臨地実習時の服装 (実習ユニフォーム着用時)

項目	規定
実習ユニフォーム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学指定の清潔な実習ユニフォームを着用する。</li> <li>・カーディガンは、白色などの淡色系 (汚れが目立つ色) を着用する。</li> </ul>
靴下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白色の靴下を着用する。</li> </ul>
シューズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学指定のシューズを着用する。</li> </ul>
頭髮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭髮が肩に触れる長さの場合は、黒色か茶色の頭髮用ゴムで一つに束ねる。</li> <li>・髪色は、原則地毛の色とする。</li> <li>・髪をとめる際は、黒色か茶色のピンを使用する。</li> <li>・エクステンション (付け毛) はしない。</li> </ul>
髭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・髭は剃る。</li> </ul>
爪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短く切る。</li> <li>・マニキュア、付け爪はしない。</li> </ul>
装飾品 香水 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ピアス、指輪、ネックレスなどの装飾品は原則身につけない。</li> <li>・カラーコンタクトレンズはいれない。</li> <li>・香水をつけない。</li> <li>・つけまつげをしない。</li> <li>・入れ墨・タトゥーは禁止</li> </ul>

【留意点】演習内容や実習内容によって上記の規定とは異なる服装を指示される場合があります。その際は担当教員の指示に従ってください。

(2) 学内活動時の服装 (実習施設等への通学時及び学外実習を含む)

【選択基準①】：健康を守り学業に集中できる服装

学業に集中するためには、健康を守る必要があります。体調がよくないと学ぶ意欲が低下する恐れがあります。健康を守り学業に集中するためには、学ぶ環境に適した服装を選択する必要があります。講義室は座学に適した環境になっています。講義室の環境に合わない服装を選んだ場合は、健康を害する可能性がありますので注意してください。

▶留意点

- ・夏季・冬季は、講義室内と外気温との差が大きいため、脱着できる衣服を選ぶ等、外気温との差に対応できる服装を選択する。
- 不適切な服装の例：肩・背部・腹部が露出した上衣、下肢全体が露出した短いパンツ・スカート、裸足にビーチサンダル

【選択基準②】：他者に不快感を与えない服装

他者との関係を円滑に保つために、不快感を与えない服装を選択してください。学内だけでなく、実習施設等への移動時も十分に配慮してください。

▶留意点

- ・衣服や身体の不快感な臭いを避ける。特に香水は使用しない。

- ・周囲の者が目のやり場に困る服装は避ける。  
不適切な服装の例：襟が大きく開いて胸元が見える上衣、下肢全体が露出した短いパンツ・スカート、ウエストラインから下着がはみだすパンツ
- ・外見や雰囲気に関する感受性は個人によって差があるため、教員が必要と判断した場合は教育的な指導を行うことがある。
- ・本学では、医療、福祉従事者を目指す者のマナーとして、刺青・タトゥーは原則禁止とし、他者に見えない配慮をするように指導する。

## 6) 地域の施設や住民の方々への配慮

学生の皆さんは、地域社会に貢献するとともに、その地域で学生生活を送ることで社会的責任を伴います。地域の方々に迷惑をかけないように心がけ、共に気持ちよく生活しましょう。

- (1) 近隣施設(マンション、病院、老人ホーム、駐車場等)の敷地内へ無許可での立入、自転車・バイクの駐輪を禁止する。
- (2) 空き缶、ペットボトル、ゴミのポイ捨てはしない。また、路上喫煙、学校周辺での喫煙を禁止する。
- (3) 近隣の施設・住宅を考慮し、広がって歩かない、通行の妨げにならないようにして登下校する。

## 3 各種証明書・届出等

### 1) 窓口対応時間

原則として、平日の8時50分～17時00分です。長期休暇期間の事務取扱時間は、変更する場合はその都度掲示します。

### 2) 証明書等の申し込み方法

在学証明書等、大学が発行する各種証明書が必要になった時は、次の表に掲げる書類に必要な事項を記入のうえ、事務室に提出してください。

なお、推薦書や英文等本学所定の様式以外の証明書は発行までに時間がかかりますので余裕をもって申請してください。

証明書等を受け取る際は学生証を必ず持参し、窓口対応時間内に来てください。窓口での受け取りができない場合は切手を貼った返信用封筒を用意してください。

用途	名称	発行期日	費用 (円)	提出書類
被扶養者認定等	在学証明書	ど 土・日・ 祝日を除 いて やく しゅうかん 約1週間 にちご ～10日後	300	しょうめいしょこうふねがい 証明書交付願
就職活動等	成績証明書※1		700	
就職・進学等	卒業証明書※2		700	
就職活動等	卒業見込証明書※3		300	
就職活動等	健康診断証明書※3		1,100	
就職活動等	出席率証明書		300	
—	その他の証明書等 (所定の様式) ※4	—	1,000	

つうがくていきけんこうにゆうなど 通学定期券購入等	つうがくしょうめいしょ 通学証明書	ど にち 土・日・ しゅくじつ のぞ 祝日を除 いて3日後	むりよう 無料	つうがくしょうめいしょこうふ 通学証明書交付 願
じっしゅうつうがくていきけんこうにゆう 実習通学定期券購入	じっしゅうようつうがくしょうめいしょ 実習用通学証明書	ど にち 土・日・ しゅくじつ のぞ 祝日を除 いて1か げつご 月後	むりよう 無料	じっしゅうようていき 実習用定期 じょうしゃけん こうにゆう 乗車券 購入 のための通学 しょうめいしょはっこうねがい 証明書発行願
かたみち 片道100kmを超える帰省 とう 等	がくせいりょかくうんちんわりびきしょう 学生旅客運賃割引証	ど にち 土・日・ しゅくじつ のぞ 祝日を除 いて3日後	むりよう 無料	がくせいりょかくうんちん 学生旅客運賃 わりびきしょうこうふねがい 割引証交付願 (かたみち 片道100 kmを こえるくかん 超える区間で JR かくしゃ 各社のみが たいしょう 対象)

- ※1 成績証明書には、各科目の修得単位数が記載されています。
- ※2 卒業後に交付可能です。
- ※3 卒業年次に交付可能です。
- ※4 就職、進学に必要な推薦書、調査書等所定の様式がある場合は、交付願に添えて提出してください。
- ・その他の証明書で所定の様式がある場合は、応募要領、記入方法等が記載された書類（コピー可）も交付願に添えて提出してください。
- ・各種費用は、事務室窓口で支払ってください。**おつりは出せません。**費用を準備してください。

### 3) 届出・願出等

届出・願出関係書類には、次のものがあります。学生証を必ず提示のうえ、事務室に提出してください。

内容	提出書類	提出時期	説明
がくせいかんけい 学籍関係	ほしやうにんとうへんこうとどけ 保証人等変更届	へんこうじ 変更時	ほしやうにん へんこう ほしやうにん じゅうしょなど へんこう 保証人の変更、保証人の住所等に変更があ った場合に提出
	じゅうしょとう へんこう とどけ 住所等 (変更) 届	にゅうがくじ 入学時 へんこうじ 変更時	がくせい じゅうしょ きんきゆうれんらくさき しめいなど にゅうがく 学生の住所・緊急連絡先・氏名等を入学 時及び変更があった場合に提出
	がくせいしょうさいこうふ 学生証再交付 (書換) 願 ※	はっせいじ 発生時	再発行料 3,000円 がくせいしょう ふんしつ きさいじこう へんこうなど 学生証の紛失、記載事項の変更等があ った場合に提出
	かりがくせいしょうこうふねがい 仮学生証交付願	じぜん 事前	はっこうりよう 発行料 1,000円 ※交付当日のみ有効
	がくせきとういどうねがい 学籍等異動願	いどうまえ 異動前	きゅうがく ふくがく てんがく りゅうがく たいがく 休学、復学、転学、留学、退学しようと する場合に提出
りしゅうかんけい 履修関係	けつせき きびき とどけ 欠席 (忌引) 届	じぜん 事前	さいはっこうりよう 原則、事前に提出 (緊急の場合は、電話 などで事務室に連絡の上、事後に提出)
	とうこうきよかししょうめいしょ 登校許可証明書	じご 事後	

	追試験申請書	事前	定期試験から3日以内に提出
	追実習願	事前	
	再試験願	事前	再試験料 1科目2,000円
	再実習願	事前	1日あたり2,000円
施設・物品 関係	施設使用願	事前	3日前までに提出
	学内掲示願	事前	学内で掲示板を使用する場合に提出
	自転車通学願	事前	駐輪場を利用する場合に年度ごとに提出
就職関係	就職活動報告 ・進路報告書	進路決定後	就職先・進学先が決定次第、速やかに提出
その他	海外渡航届	事前	
	事故等報告書	事後	

※学生証再交付には約1週間を要します。その間に通学定期券を購入したい場合は「通学証明書交付願」を提出してください。

#### 4) 通学証明書について

公共の交通機関を利用して通学する通学定期乗車券を購入する場合は、「大学の最寄の駅から居住地（現住所）の最寄の駅まで」の最短区間を記載した通学定期乗車券購入証明書（学生証の裏面に貼付し、提示することで、通学定期を購入することができます）

実習等で通学区間が大学最寄の駅と異なる施設で正規授業が行われる場合、「実習先の最寄駅から居住地の最寄駅まで」の最短区間の実習用定期乗車券を購入することが可能です。区間を明記した通学証明書発行願を事務室に提出し、通学証明書（鉄道事業者等の承認番号）の発行を受けてください。通学証明書の申込期間については、実習前のガイダンスにおいて説明します。

#### 5) 学生旅客運賃割引証（学割証）

旅客鉄道株式会社（JR各社）が学生・生徒の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されていて、片道100kmを超える区間を乗車する際に、運賃が割引になる制度です。学割証を使用する時は、常に学生証を携帯し、鉄道関係員等に請求された時にはいつでも提示する必要があります。なお、学割証を本人以外が使用すると不正使用となります。一人の不正行為から、大学全体が学割証発行停止の処分を受け、他のすべての学生に迷惑をかけることとなりますので、学生証の貸し借り等による不正使用は絶対に行わないでください。

※その他の事務室対応の主な業務については、巻末に一覧がありますので参照してください。

#### 4 学生納付金（授業料ほか）

##### 1) 学納金について

学納金の納入は、年2回に分けて、期日までに指定された銀行口座へ入金してください。

区分	学納金		入学金
	前期分 (1年次は入学前、 2年次は3月下旬)	後期分 (9月下旬)	(入学手続き時)
介護福祉別科	授業料 300,000円 施設維持費 85,000円 実習費 40,000円	授業料 300,000円 施設維持費 85,000円 実習費 40,000円	200,000円

なお、経済的理由により学生納付金を期日までに納入することが困難な場合は、延納又は分納を許可することがあります。延納又は分納を希望する場合は、納付期限の1か月前までに手続きをする必要がありますので、事前に事務室に相談してください。学納金の納付手続きを怠ると、定期試験を受けられなくなるなど学生生活に支障が生じることもありますので注意してください。また、学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者は除籍となります。(学則第43条)

## 2) 休学に伴う在籍料について

半期30,000円

## 3) 学生生活で必要になる経費

学生生活を送るうえで、授業料以外に主に自己負担となるのは、次のようなものです。

- (1) 教科書(テキスト)
- (2) 実習着、その他教具
- (3) 学生保険への加入に伴う保険料
- (4) コピー代  
コピー機の使用料は、白黒1枚10円(両面20円)、カラー1枚50円(両面100円)。
- (5) 実習に係る経費  
実習先までの交通費、一部の实習材料費、感染予防のためのワクチン接種代等。
- (6) 国家試験の受験、就職活動に係る経費  
国家試験の受験料及び模擬試験受験料、就職活動のための模擬試験受験料、交通費等。
- (7) その他  
学生生活を送るうえでの自主的活動の費用(学生会費、在留資格更新費、日本語能力試験受験料)等。

## 5 ふれあい健康友の会

ふれあい健康友の会の会員に登録すると、健康で安心した毎日を過ごせるよう、ふれあいグループの各施設において、インフルエンザ予防接種割引や医療介護相談等、優先的に様々なサポートやサービスを受けることができます。会費は無料です。

問い合わせ先：大学事務室又はふれあい健康友の会事務局(電話：0467-86-0025)

## 6 安全で安心な学生生活

### 1) 通学方法

**自動車、オートバイ、原動機付自転車等での通学は禁止です。**

自転車通学を希望する者には、申請書が提出された場合、許可の上「利用登録シール」を交付しますので、自転車に貼り、必ず駐輪場に駐輪してください。許可なく駐輪した場合は撤去します。

自転車は軽車両です。道路交通法を遵守し、携帯電話使用や周囲の音が聞き取れない状況での走行、二人乗り、傘さし、路上駐輪等の違反をせず、近隣住民の迷惑にならないようルールを必ず守ってください。

## 2) 盗難等防止及び遺失物の取り扱いについて

個人の所有物やロッカーの鍵の管理は、各自が行ってください。講義室等に私物を放置しないこと、大金や不要な貴重品を持参しないことを心掛けてください。

遺失物は事務室で保管しています。保管期間は3ヶ月です。3ヶ月を過ぎても持ち主が現れない場合は処分します。

## 3) 学生保険

学内・学外における生活、実習中等で不慮の事故に遭遇した場合に備え、学生全員に必ず学生保険に加入していただきます。実習施設では、保険の加入を義務付けている施設があります。

### (1) 保険期間

学生保険の有効期限は、入学から卒業までです。

※ 退学時は、途中解約手続きを行います。詳細は事務室にお問い合わせください。

### (2) 保険内容

#### ① 傷害保険（学生本人に対する補償）

実習中、実習中の移動、学校管理下、登下校、実習先への移動中の事故の補償

#### ② 賠償責任保険（第三者・物に対する補償）

偶然な事故（プライベートの時間に起きた事故を含む）によって、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合の補償

#### ③ その他

感染事故に対する補償

### (3) 加入手続きと請求方法

加入手続きは、保険料納付後に事務担当者が一括して手続きを行います。

保険の請求は事務室を通じて行いますので、事故等が発生した場合は、速やかに事務室へ連絡してください。

なお、病院を受診した際の診療明細や診断書は請求手続きに必要となるため、大切に保管してください。

## 4) 事故・事件発生時と発生後の対応

学内活動中、実習中、通学中、学業と関連しないもの等、様々な事故・事件の発生が考えられます。いずれの場合でも連絡が可能な状況になり次第、事務室や担当教員に電話等で連絡してください。その後の対応や報告・届出等について説明します。

「罰金以上の刑に処せられた者」は国家資格（免許）を与えないことが記されています。その場合

は、免許申請時に別に書類を提出しなければならないことがあります。

## 7 災害時（地震・火災等）の対応

発災時には、学内外を問わず直ちに適切な対応ができるように、日ごろから次の点を周知、確認してください。なお、災害発生時は大学の避難指示に従い、落ち着いて行動してください。

- 学内の消火設備、避難設備の場所とその使い方
- 学内の避難経路
- 一時避難場所と安全な避難経路
- 学外で発災した場合の連絡先と連絡方法

ふじさわ ひなんけいろず ひなんけいろ  
**藤沢キャンパス避難経路図 (➡は避難経路)**

1F



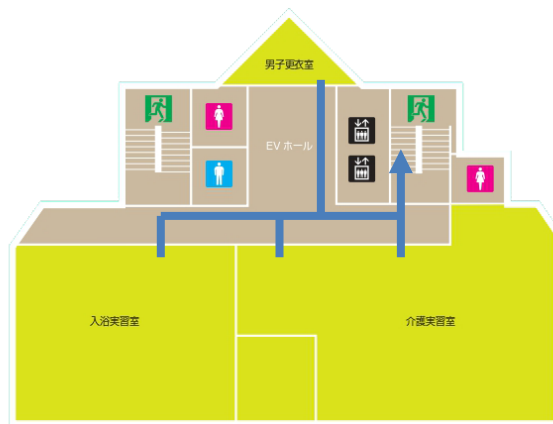
4F



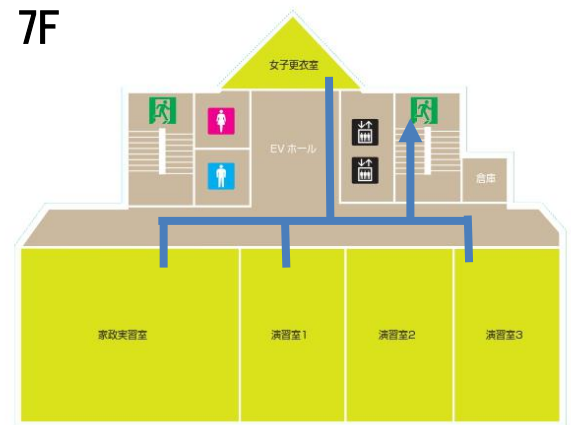
5F



6F



7F

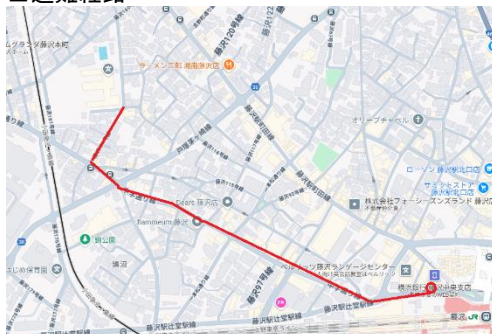


こういきひなんばしよ ほんまちしょうがっこう ほんまち  
広域避難場所（本町小学校 本町2-6-17）

■外観



■避難経路



1) 地震発生時の対応

(1) 学内で揺れが起きた時

冷静に安全を確保し、身の安全を図ってください。

教職員の指示や学内放送に従い、揺れが収まるまで次の点に注意してください。

- ・講義室等のドアを開け、出口を確保する。
- ・窓ガラスの飛散を防ぐため、カーテンを閉め、割れたものが飛散しそうな場所から離れる。
- ・窓際から離れ、落下物から身を守る。
- ・実験等火気を使っている時は、安全を確保したうえで、火を消す。
- ・電気器具の電源を切る。

(2) (1)の揺れが収まった時

冷静に、落ち着いて教職員等の指示や学内放送に従ってください。

余震発生の可能性があるため、十分注意してください。

避難する場合は、以下の点に注意してください。

- ・講義室等のドアを開け、避難可能な経路を確認する。
- ・停電の場合には、誘導灯を目印に避難する。
- ・衣類やカバン等で頭を覆い、落下物から身を守りながら姿勢を低くする。
- ・エレベーターは使用せず、必ず階段を使用する。
- ・火災が発生し消火不能の時は、タオルやハンカチ等で口をふさぎ、煙を吸わないように気をつける。

一時避難場所は、本町小学校（藤沢市本町2-6-17）である。ただし、状況によりその他の安全な場所に避難する。

(3) 学外で地震が発生した時

- ・窓ガラス・外壁・看板等の落下物に注意する。
- ・落下物の危険がない広い通路に出て、安全を確保する。
- ・揺れが収まったら、近隣の緊急避難場所へ移動し身の安全を確保する。
- ・安否確認も含め大学へ現状を報告する。※「V - 8 - 5) 安否確認」参照

2) 火災発生時の対応

火災が起きた時は、以下の行動をとってください。

- ・火災報知器や大声で火災を周囲の人に知らせる。
- ・教職員からの連絡を待たずに、発見者が直接「119番」に通報する。消火器や屋内消火栓を使用して、初期消火に協力する。

- ・初期消火で火が消せないと判断した時は、速やかに避難する。避難時はエレベーターを使用せず、必ず階段を使用する。タオルやハンカチ等で口を塞ぎ、煙を吸わないように気をつける。
- ・一時避難場所は、本町小学校（藤沢市本町2-6-17）ですが、状況により延焼の恐れがないその他の安全な場所に避難する。

### 3) Jアラート発令時の対応

万が一、ミサイル等の兵器が使用され、神奈川県内への影響が予想される時は、国からミサイル発射情報や屋内避難の呼びかけ等の緊急情報がJアラート（全国瞬時警報システム）により通知され、携帯電話・スマートフォンの緊急速報メールや市区町村の防災行政無線等を通じて伝達されます。落ちついて、直ちに以下の行動をとってください。

#### (1) 屋外にいる場合

- ・近く建物のなか、または地下に避難する。
- ・近くに適切な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せて頭部を守る。

#### (2) 屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

#### (3) 学内にいる場合

- ・教室にとどまり、窓がある場合は、窓から離れる。
- ・教職員の指示や学内放送がある場合には、それに従う。

弾道ミサイルが落下する可能性がある場合に国民がとるべき行動については、内閣官房国民保護ポータルサイト (<http://www.kokuminhogo.go.jp/>) に掲載されていますので、参考にしてください。また、内容については、随時、更新されていますので各自で確認してください。

### 4) その他の災害（台風や集中豪雨等）発生時の対応

#### (1) 台風や集中豪雨等による暴風雨・水害等の被害が発生した時

- ・近くの自治体の防災無線、消防署、警察署等からの情報に従って行動する。

#### (2) 交通機関の不通等による休講

- ・交通機関の不通等による休講は、「Ⅲ - 13交通機関の不通等による休講」を参照する。

※実習中における災害時の対応については大学からの指導に従ってください。

### 5) 安否確認

大地震の発生時や、台風・集中豪雨等による水害、その他の災害が発生した時は、manabaを利用して全学生の安否確認を行う場合があります。

また、大きな天災や事故によるお知らせ等、緊急性の高い情報については、大学ホームページのトップページ【緊急時のお知らせ】にも掲載する場合があります。定期的にこれらの情報を確認してください。大きな災害に直面した場合は、大学からの連絡を待たずに被災状況を知らせてください。被災していない場合は直ちに、被災した場合は連絡可能な状況になり次第、下記の電話あるいはメールアドレス宛に、①学籍番号、②氏名、③本人・家族の安否状況、④自宅・実家の被災状況、⑤その他の重要事項、を報告してください。

連絡先：湘南医療大学 介護福祉別科事務室

電話：0466-54-8321 E-mail: renraku@sums.ac.jp

## 8 健康管理

### 1) 健康診断・健康相談

学校保健安全法に基づき、全学生を対象に校医による健康診断を実施します。指定された期日に必ず受診し、健康診断を受けてください。受診しない学生は、奨学金、実習、就職、その他で必要がある場合に健康診断証明書を発行できないので注意してください。疾病やその他のやむを得ない事情により所定日に受診できない場合は、あらかじめ事務室に申し出てください。

なお、学生本人の都合で所定日に受診しない場合、受診料が自己負担になることがあります。また、健康診断項目の一部だけ受診することは認められていません。

就職等で本学の健康診断項目で不足となる場合は、自分で必要な項目を健康診断機関等で受診してください。この場合の費用は自己負担となります。

健康診断結果は、実習施設にコピーを提出することがあるので大切に保管してください。

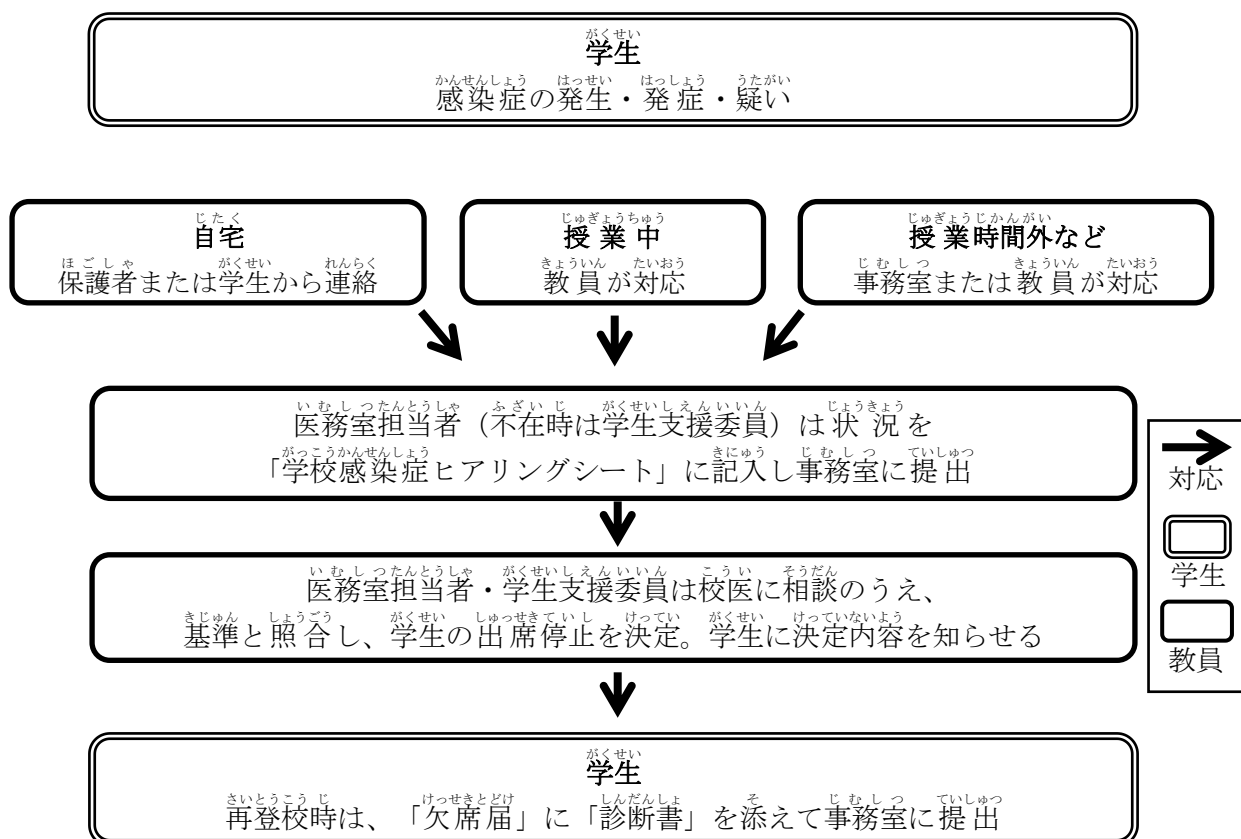
なお、健康診断の結果に基づき、校医による健康相談等を行っています。その他、各キャンパスに月2回の頻度でカウンセラーが来校しています。カウンセリングの予約については、「V - 9 - 6) カウンセリング室の利用について」を参照してください。

### 2) 感染症対策

医療・福祉の教育に係る大学の特殊性から、学生の皆さんは実習で感染症に罹ると重症化しやすい方と実習で接する場合があります。したがって、感染症には特に注意が必要です。

- ・結核対策として、毎年、定期健康診断で胸部レントゲン検査を行っています。
- ・流行予測に合わせ、医療機関でのインフルエンザ予防接種を推奨します。
- ・次項に示す学校保健安全法で定める感染症に罹患した疑いが生じた場合は、次の図に沿って対処してください。

## 学生の感染症罹患（疑）時の対応



※実習中における感染症罹患（疑）時の対応については専任教員の指導に従ってください。

### 3) 感染症罹患時の対応と出席停止

学校保健安全法では、学校内の感染症の流行を防止するため、学生が同法施行規則で定める感染症に感染した場合、感染の恐れがなくなるまで出席停止とすることを定めています。感染症の罹患が疑われる場合、医療機関を受診してください。下記の感染症にかかったら、緊急連絡担当宛にメールにて連絡してください。出席停止期間は登校できません。治癒証明書の必要な感染症の場合、登校する前に医師の診察を受け、治癒証明書入手し、登校可能になった後、欠席届と併せて事務室に提出してください。（治癒証明書には、氏名・疾患名・出席停止期間・証明日・医療機関名・医師名・医師の印の項目を含む必要があります。）治癒証明書の様式が必要な場合には、在学生サイトに掲載されている治癒証明書を各自印刷して使用してください。

なお、インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症等に罹患した際は、本学ホームページに記載されている最新の内容を確認し、連絡と必要な手続きを行ってください。

緊急連絡担当 E-mail: renraku@sums.ac.jp

学校保健安全法施行規則が定める出席停止となる主な感染症及び出席停止期間

感染症名	出席停止期間	治癒証明書提出有無
エボラ出血熱	治癒するまで	○
クリミア・コンゴ出血熱		○
痘そう		○
南米出血熱		○
ペスト		○
マールブルグ病		○
ラッサ熱		○
急性灰白髄炎		○
ジフテリア		○
重症急性呼吸器症候群		○
中東呼吸器症候群		○
特定鳥インフルエンザ		○
新型コロナウイルス感染症		発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	×
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	○
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで	○
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	○
風しん	発しんが消失するまで	○
水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで	○
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで	○
結核	医師において感染のおそれがないと認めるまで	○
髄膜炎菌性髄膜炎		○
コレラ		○
細菌性赤痢		○
腸管出血性大腸菌感染症		○
腸チフス		○
パラチフス		○
流行性角結膜炎		○
急性出血性結膜炎		○
その他の感染症		○

※「○〇した後△日」とした場合、「○〇」という現象が見られた日の翌日を第1日とする。

※本学においては「その他の感染症」に「感染性胃腸炎（ノロウイルス）」「マイコプラズマ肺炎」等を含むこととする。

※学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号） 令和5年5月8日施行をもとに作成

#### 4) 新型コロナウイルス感染症への対応

5類への変更に伴い、本学ではインフルエンザと同等の対応としています。感染症対策は、感染症の流行状況に応じて変更する可能性がありますので、本学ホームページ等で最新の情報を確認し、感染症対策を実施してください。

#### 5) 保健室について

気分が悪くなった時、けがをした時は保健室で応急処置を行います。必要に応じて、医療機関の受診を勧めます。急な傷病時に受診できるように、「健康保険被保険者証」を携帯するようにしてください。

#### 6) カウンセリング室の利用について

身体やこころの悩みに関する相談を希望する場合は、相談内容に応じて日程調整を行います。一緒に考えることにより、解決の糸口が見つかることもあります。問い合わせや相談内容の秘密は厳守されますので、安心して利用してください。

相談日・開室時間等は、カウンセラーの予定に応じて調整します。相談日を在学生サイトで確認してください。相談予約は、①事務室で予約をする ②メールで予約をする、のいずれかの方法で行います。

予約専用メールアドレス: [soudan@sums.ac.jp](mailto:soudan@sums.ac.jp)

メールの文面には、学籍番号・名前・相談を希望する日時（例：〇月〇日〇時から）を記載してください。予約のメールを送信すると、予約受付のメールが返信されます。

もし、予約受付のメールが届かない場合は再度メールを送るか、事務室に来てください。なお、上記のメールアドレスは予約専用です。メールでの相談は行っていません。

### 9 情報システム

#### 1) 情報システムの主な内容

学生は学内の情報システムを利用して次のことができます。

なお、学内の情報システムは教育・研究活動、その他大学における活動以外の目的に利用してはいけません。

1	Web の閲覧	学内のパソコンからインターネットに接続して、Web を閲覧できます。不適切な Web ページについては、閲覧が制限される場合があります。
2	蔵書検索	蔵書検索システムにより、図書室の蔵書検索ができます。
3	学習支援システム manaba	講義資料の配布や講義についてのお知らせ、課題提出や小テスト等を行います。また、学習成果を蓄積し、ポートフォリオ（学習履歴の確認）を作成できます。

#### 2) 情報システム利用上の注意

##### (1) マルウェア対策

コンピュータウイルス等の悪意のあるソフトウェアやプログラム（総称してマルウェアと呼ばれる）は年々多様化・悪質化し、その被害も増加しています。マルウェアの被害にあわないよう、次の点に留意してください。

- 不審なメール・添付ファイル等をむやみに開封したり、データをダウンロードしたり、リンク先にアクセスしない。
- あやしいホームページを閲覧しない。
- ファイル共有ソフトを使用しない。
- 出所不明のデータを使わない。
- パソコンやスマートフォンのオペレーティングシステム（OS）を常に最新の状態に保つ。
- ウイルス対策ソフト等で各自がマルウェアに備える。

(2) USBメモリの紛失防止対策

USBメモリの持ち出しによる個人情報の事故を防ぐために、次の点に注意してください。

- USBメモリへの個人情報の記録・持ち出しは原則禁止する。
- USBメモリで持ち運ぶデータは必要最小限の範囲に限る。
- USBメモリは小型で持ち運びやすい反面紛失しやすいので、ストラップ等を使用して、物理的な紛失を防止する。
- 万が一紛失した場合でも個人情報の漏えいにつながらないように、USBメモリのパスワードロックや、ファイルの暗号化等技術的の措置をとる。

(3) 学習支援システム「manaba」について

本学では学習支援システムとして「manaba」を導入しています。manabaでは講義の支援ができ、掲示板機能、配布資料の確認、課題提出、ポートフォリオ作成等ができるシステムとなっています。講義に関する重要な情報、本学からのお知らせ等公開されますので定期的に確認するようお願いいたします。

manabaへのログイン方法

URL : <http://sums.manaba.jp/>

(初期ID/パスワード)

ID : 学籍番号      パスワード : 生年月日

※初期設定は、数字8桁です。ログイン後、任意のパスワードに変更してください。



10 諸施設等の利用 ※感染症の流行等により変更する場合があります。

1) 施設の使用について

- 授業以外で使用する場合は許可が必要です（原則として、日曜日と祝日は使用できません）。講義室、実習室、カンファレンス室、運動場・会館（構外）を授業以外で使用する際は、使用の2週間前までに事務室へ使用願を提出してください。
- 各実習室は、原則土足禁止です。
- 図書室は、教員が一緒に入室できる時のみ使用可能です。
- 使用許可を受けた場合でも、使用の調整や制限をすることがあります。
- 施設の占有の有無にかかわらず、学生が入構可能な時間帯を守ってください。
- 個別の使用規程等がある施設は、その規則に従ってください。

○年末年始の期間（12月29日～1月3日）は原則として入構不可で、すべての施設が使用できません。

○運動場（構外）は、神奈川県横浜市戸塚区汲沢6-21-1（横浜市営地下鉄ブルーライン「踊り場駅」より徒歩15分）会館は運動場横に設置されています。

## 2) 施設使用上の諸注意

### (1) 使用上の遵守事項

- ①許可を受けた目的以外には使用しない。
- ②許可を受けた期間及び時間帯を厳守する。
- ③火災の予防及び盗難の防止に注意する。
- ④施設等を破損しない。
- ⑤その他許可に際して付された条件及び本学の指示に従う。

### (2) 許可の取消

施設等を使用する学生が次の事項に該当する場合は、使用許可を取り消すことがあります。

- ①施設使用願に偽りがあった。
- ②許可に際して付された条件及び本学に違反した。
- ③その他本学の施設等の管理及び使用に関する規程に違反した。

### (3) 破損等の扱い

万一、施設等を破損又は滅失した場合は、直ちに事務室に届け出てください。

### (4) 原状の回復

施設等の使用が終わった時、又は使用の許可を取り消された時は、整理清掃し原状を回復するとともに、火元、電源、水栓、防犯を点検してください。

### (5) 学生の講義室・演習室の利用に当たっての注意事項

講義室・演習室の利用に当たっては、学生規程第12条に基づき、原則として3日前までに「施設使用願」を提出し、許可を得る必要があります。

施設使用の許可を得ていない講義室等の利用は、一時的な利用ということになり、特に次の点に留意してください。

- ①授業や正式な手続きを行った利用が優先するため、必要に応じて速やかに退室できるようにする。
- ②一時的な利用に当たっては、部屋のドアは開けておく。
- ③室内の視聴覚機材等を使用しない。また、机、椅子は退室する際に原状復帰する。

## 3) 個人ロッカーの利用について

学生用個人ロッカーを学生全員に貸与します。

- ・ロッカーは必ず施錠し、貴重品は保管しないように十分注意してください。またロッカーの外に私物を置かないでください。万が一盗難等があった場合には、警察に通報することがあります。
- ・ロッカーの貸与期間は2年間（卒業まで）です。2月末までには、必ず鍵を事務室へ返却してください。
- ・ロッカーキーを許可なく複製してはいけません。複製した場合は複製物を回収し、貸与取り消し、今後の利用を禁止することがあります。

- ・ロッカーの鍵を忘れて使用したい場合には、事務室に申し出て下さい。なお、学生証と引き換えに貸与します。ロッカーの鍵は使用後速やかに返却して下さい。
- ・ロッカーを損傷又は鍵を紛失した場合には、事務室へ申し出て下さい。再貸与にかかる費用は、実費負担となります。
- ・卒業時、休学時、退学時には、必ず鍵を返却して下さい。

#### 4) コピー機の使用

有料でコピー（カラー対応）することができます。コピー代は、白黒1枚10円（両面20円）、カラー1枚50円（両面100円）です。コピー機は、図書室内にあります。

#### 5) レポートの印刷

レポートを印刷する場合、USBメモリ等の記録媒体を持参すれば学内のプリンターで出力することができます。プリンターの設置場所は、図書室です。不必要な印刷は避け、コンピューターウイルスにも十分注意して利用して下さい。

学内のプリンターを使用する場合は、各自でコピー用紙を用意して下さい。カラー印刷及びA4以外の用紙の印刷はできません。

#### 6) 学内での掲示物と文書配布について

学内での掲示物、文書の配布をする場合は、事前に事務室に届け出て許可を受けて下さい。

##### (1) 掲示物

掲示物は、指定された掲示場所を使用して下さい。それ以外の場所に掲示することはできません。

##### <利用上の注意>

- ① 掲示者名と掲示期間を掲示物に示す。
- ② 最長掲示期間は3週間までとする。
- ③ 掲示期間を過ぎたら掲示者が撤去する。

##### (2) ちらし、ビラ等の配布

ちらし、ビラ等を配布した場合は、学内の美観、安全のため、配布者がその散乱防止に努めて下さい。下記に該当する掲示物等は申請しても許可されません。

- 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
- 虚偽の事項を掲載したもの
- その他掲示等することが不相当であると判断されるもの

#### 11 大学生生活で配慮を必要とする学生への対応

本学では、障がいや疾患等があり、修学や大学生生活で困難やつまずきが生じている学生に対し、必要な支援を行っています。

これまで特別な配慮や支援の必要性を感じてこなかった場合でも、大学という異なった環境に入ることにより、修学や学生生活に難しさを感じる場合があります。突発的な事故等で、大学生生活に問題が生じることもあります。また学年が進み、学ぶ内容等が高度になるに伴って問題が顕在化する場合もあります。

何か困り事が生じた時、ひとりで抱え込まずに、担当教員やカウンセラー等に遠慮なく相談してください。

なお、障害のある学生は、「修学のための支援申請書」にもとづいて、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができます。湘南医療大学障害学生支援に関する内規に従い、支援の申し出に対し、個別の支援計画を策定します。

## 12 ハラスメントへの対応

### 1) ハラスメントの定義

ハラスメントとは、嫌がらせ、いじめという意味で、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の多くの種類があり、本人の意図の有無に関係なく、その言動によって他者を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益や脅威を与え、結果として相手に精神的苦痛や物質的損失を与えることを指します。定量的かつ厳密な定義は存在せず、ある行為のある者が不快に感じれば、その者にとってその行為はハラスメントとなります。

#### (1) セクシャル・ハラスメント

相手の意思に反する性的に不適切な言葉や行為（身体接触、視線、性的又は性差別的な内容の発言、わいせつな図画の提示、交際や性的行為の強要など）により、不快や不安な状態にさせたり学業の遂行に支障や不利益を与えることを指します。

#### (2) アカデミック・ハラスメント

教育や研究の場で、教職員がその立場や権力を濫用し、指導を受ける学生等に対して不適切な言動や指導（人格攻撃、過剰な課題等の指示、頻繁な私用や雑用の命令、正当な理由のない指導の拒否、差別的な対応、研究の妨害など）を行い、その修学や研究等に支障や不利益を与えることを指します。

#### (3) パワー・ハラスメント

立場が上位の者が地位や職権を利用し、立場が下位にあって抵抗や拒絶することができないであろう相手に対し、不適切な言動（人格否定、無視や非支援的な態度、孤立への追い込み、過剰な課題等の指示、私用や雑用の命令、仕事の不配分など）によって、修学や就業に支障や不利益を与えることを指します。

#### (4) その他のハラスメント

差別的な言動や嫌がらせが「性別によって社会的役割が異なる」という固定概念を背景とする「ジェンダー・ハラスメント」や、障がいの有無を理由とする「障がい・ハラスメント」、人種や国籍・民族を理由とする「レイシャル・ハラスメント」などがあります。道徳や倫理に反した言葉や態度などによって人の心を傷つける精神的な暴力は、「モラル・ハラスメント」と呼ばれます。また、20歳未満の者やお酒が苦手な人に飲酒を勧めたり強要する行為は、「アルコール・ハラスメント」になります。

### 2) 皆さんが認識すべき事項

ハラスメントを防止するためには、まず上記のような言動を行わないようにすることが肝要です。自分の行為がハラスメントであると気付かない人もいますので、皆さん全員が次のことを認識する必要があります。

#### (1) 対人関係の中で、言動に対する受け止め方には個人や男女間、その人物の立場によって差

がある。具体的には次の点に留意する。

①親しさを表すつむりの言動でも、相手を不快にさせる場合がある。

②不快感には個人差がある。

③この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な思いこみをしない。

(2) 相手が拒否したり、または嫌がったりしていることが分かった場合には、同じ言動を繰り返さない。

(3) ハラスメントであるか否かについて、相手から意思表示があるとは限らない。

(4) ハラスメントを容認したり、見て見ぬふりをしたりしない。

### 3) ハラスメントを受けたと感じた時・身近に起きた時

本学では、ハラスメント相談員やカウンセラーによる相談体制を整えています。ハラスメントと感じたり、身近でハラスメントを見聞きしたりしたら、ひとりで悩まずに相談してください。相談者のプライバシーや秘密は厳守されます。相談や申し出を行ったことで不利益な取り扱いはありません。

### 4) 相談に関する問い合わせ

・ハラスメント相談員 大学ホームページの在学生サイトに掲載

・ハラスメント防止委員会 E-mail : hpc@sums.ac.jp

・事務室 TEL : 0466-54-8321

E-mail : gakuseishien@sums.ac.jp

※メールの文面には、学籍番号・名前・相談を希望する日時を記入してください。

なお、上記のメールアドレスは予約・日程調整のためのものです。メールでの相談は行なっていませんので注意してください。

## 13 学生の経済的支援、アルバイト他

### 1) 修学資金

ふれあいグループの修学支援（修学資金）があります。

### 2) アルバイト

学生生活の本分は学業にあります。在留資格で定められた上限（週28時間）を遵守してください。また、就職に備え、ふれあいグループでのアルバイトを推奨します。

また、本学では、学生としてふさわしくないアルバイト（風俗産業等）を禁止しています（「湘南医療大学学生懲戒に関する細則別表ガイドライン」参照）。また、深夜労働のアルバイト、学業や健康に支障が生じかねないアルバイトは控えるようにしましょう。

なお、大学において学生が加入している保険は、アルバイト先への移動中、アルバイト先からの帰宅中や勤務中の傷害については適用されませんので、安全には十分に注意してください。

### 3) 学生アパート

本学では、学生アパートを紹介しています。詳細については、事務室にお問い合わせください。

#### 4) 国民年金「学生納付特例制度」の活用

日本国内在住の20歳以上60歳未満の者は、すべて国民年金に加入しなければなりません。学生の皆さんも、第1号被保険者として国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。

しかし、学生(大学、短大、専門学校生等)の多くは収入がありません。そのため、保険料の納付を猶予する「学生納付特例」の制度があります。学生本人に収入がなく、国民年金保険料を納められない場合は、毎年、学生本人が住民票のある市区町村の国民年金担当窓口申請し、日本年金機構が審査・承認すると、承認された期間の保険料の支払いが猶予され、保険料を後払いできる制度です。修学中の経済的な負担を軽減し、将来、年金や生涯基礎年金の受け取りができなくなることを防止することを目的としています。申請方法等詳細については、各自治体に確認してください。

### 14 生活上のトラブルの防止と対応

#### 1) 個人情報の取り扱い

個人情報を安易に第三者に開示することは、勧誘や架空請求等の重大なトラブルに巻き込まれる恐れを伴います。マイナンバーや各種カード等、個人情報の管理を徹底してください。なお、本学では、万が一に備えて、学生全員が個人情報の漏洩対策に関する保険に加入しています。

#### 2) ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)を含むインターネット利用上の禁止事項と注意事項

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)はコミュニケーションツールとして有益な機能を有し、うまく活用することで、皆さんの学生生活や就職活動に役立つメディアです。その一方で様々なリスクがあり、使い方によっては皆さん自身や周りの人の人生に大きなダメージを与えることも起こり得ます。ソーシャルメディアを活用する際は、各ソーシャルメディアの特性を理解し、道徳や倫理をわきまえたうえで投稿や書き込みを行ってください。

一度掲載した情報は完全に消去することはできません。また、投稿者の意図とは無関係に情報は拡散され、個人でコントロールすることはできません。SNS等に情報を掲載する際は、事後に後悔をしないよう、本当にアップロードしても大丈夫なのかを自分自身に問い直してください。

#### 【禁止事項】

- ① 本学ロゴ・マークの無断使用
- ② 本学若しくは第三者に不利益、損害を与える行為又はその恐れのある行為
- ③ 本人の承諾なく個人情報特定、開示、漏洩するなど第三者のプライバシーを侵害する行為  
(例：実習記録の掲載、実習風景の撮影等)
- ④ 本学(本学の学生及び教職員を含む)又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗・中傷したりする行為
- ⑤ 本学(本学の学生及び教職員を含む)又は第三者の著作権、商標権、肖像権その他の知的財産権を侵害する行為
- ⑥ 公序良俗に反するなど、本学の信用、品位を損なう行為又はその恐れのある行為
- ⑦ 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつく行為又はその恐れのある行為

- ⑧法律、条例その他の法令に違反する行為又はその恐れのある行為  
 ⑨営業活動、政治的活動、宗教的活動及び選挙活動に関係する行為  
 ⑩人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させる行為  
 ⑪入試選考の内容の開示、他学との比較など、本学の学生募集・広報に不利益をもたらすと判断されるものの掲載  
 ⑫他の利用者、第三者等になりすましたものの掲載  
 ⑬当該SNSの運営会社が定める禁止行為  
 ⑭その他本学が不適切と判断するものの掲載

【注意事項】

- ①匿名であっても前後の内容や、他のサービス等から発信者が特定される場合があることを理解してください。  
 ②発信内容は半永久的にインターネットに残存する可能性があることを理解してください。  
 ③誠実で責任ある態度をとってください。  
 ④感情的な対応を控え、冷静に対応してください。

3) 住居・通学・夜間の外出等に関する注意点と禁止事項

ひとり暮らしをする場合、自分の身は自分で守るという心構えで、防犯意識をしっかりと持ちましょう。安全のために、戸締りや鍵の管理、ドアチェーンやモニターの使用、表札やポストの氏名記載、洗濯物の干し方等に気を配る必要があります。

通学時は、交通ルールやマナーを守り、周囲の迷惑にならないように努めましょう。自身の不注意で他人を傷つけてしまうこともあります。なお、本学では、徒歩及び申請済みの自転車での通学のみ認められており、自動車やバイクの通学は禁止です。

夜間に外出する時は、人通りのない場所をできるだけ避ける、携帯電話を片手に持つ、防犯ブザーを持ち歩く、車道側にバッグを持たない等を心がけ、事故や犯罪から身を守りましょう。

本学では、自宅外通学をする学生に向けて、学生寮や学生用アパートを紹介しています。契約の仲介等は行いませんが、相談や質問には対応しますので、事務室へ問い合わせてください。

4) お金に関するトラブルの注意点と禁止事項（訪問販売・キャッチセールスなど）

学生生活を有意義に送るためには自己責任を基本とした生活設計が必要です。昨今、新入学生を狙った悪質な訪問販売や街頭、駅等でのキャッチセールス、宗教や政治活動の勧誘の被害にあった例が見受けられます。これらのトラブルは、注意して冷静に判断し、第三者に相談すること等の対策をとることで回避できます。高価な商品がすぐ手に入ったり、勞せずして大金が手に入ったり、学生証一つでお金を借りられたり、飛びつきたくなるような話、もうけ話には必ず何か落とし穴があります。安易な気持ちで手続きをしないよう慎重な対処を心がけてください。

なお、トラブル回避のため、本学では特定の宗教活動や政治活動の勧誘を禁じています。

また、学生間でお金の貸し借りもトラブルの原因になるので、しないように心がけましょう。

5) キャンパス内は禁酒・禁煙

キャンパス内は、禁酒・禁煙です。大学周辺の駐車場や民家の近くでの喫煙や吸殻のポイ捨て等は、火災の原因にもなるため絶対に行わないでください。

また学外で飲酒する場合においても、20歳未満の飲酒は法律違反です。一気飲みや飲酒の強要

は、生命の危機に関わる危険な行為であり、ハラスメントにあたりますので、絶対に行わないでください。

## 6) 麻薬、覚醒剤、大麻、指定薬物（危険ドラッグ）にかかる被害の防止と禁止行為

麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、大麻取締法、あへん法、毒物及び劇物取締法、医薬品医療機器等法で規制されている薬物を、みだりに使用したり、所持したりする行為（購入、譲受、譲渡、製造販売等を含む）は法律で禁止されています。だまされるなどして薬物乱用に係わった場合も同様です。なお、罰金以上の刑に処せられた者、麻薬、大麻またはあへんの中毒者には免許を与えないことがあります。いかなる状況であっても、違法な薬物に係わることがないようにしてください。

## 15 キャリア支援

自身の就職について悩みや不安がある場合は、専任教員に気軽に相談してください。

## VI 図書室

- ・原則、教職員の立会いの下の開室となります。
- ・学生証を提示してください。
- ・コピー機の使用は有料となります。
- ・著作権の関係上、コピーできないものがあります。
- ・貸し出しに適さない学習ドリルやCDR等は貸し出しできません。
- ・図書室では飲食禁止、私語禁止です。
- ・その他、教職員の指示に従って利用をしてください。

### 1 図書室利用について

#### 1) 館内閲覧

- ・図書・雑誌など：自由閲覧可（図書は請求記号順にならんでいます。）
- ※閲覧後は、元あった場所に戻してください。

#### 2) 館外貸出

- ・期間：2週間
- ・冊数：全館合わせて5冊まで
- ・対象：図書（参考図書、指定図書、国家試験関連の図書は除く。）
- ・手続：貸出希望図書と学生証を持って、図書館カウンターへ行く。

#### 3) 返却

- ・返却方法①：図書館カウンターでの返却
- 返却方法②：ブックポストへの返却
- ※ブックポストは閉館時のみ利用できます。
- ※ブックポストに投函する際は、図書館資料が損傷しないようご注意ください。
- ※DVD等の付録物付で貸し出された資料は、ブックポスト経由での返却ができません。
- ※ブックポストに投函された図書館資料は、翌開館日の返却扱いになります。

※延滞した場合は、掲示板等により督促を行います。

#### 4) 貸出延長

- 回数：1回のみ
- 期間：初回返却期限日から2週間
- 条件：予約が入っていない／延滞していない／延長回数を越えていない／貸出停止期間中ではない
- 手続①：図書館カウンターに申し出る。
- 手続②：蔵書検索システムから各自で行う。

#### 5) 特別貸出

実習に合わせて貸出ができる実習貸出制度があります。制度利用には条件がありますので、希望者は、カウンターへお声掛けください。

#### 6) 視聴

- 視聴方法①：図書室内パソコン
- ※必ずヘッドホン等を利用し、音が漏れないよう注意してください。
- 対象：図書室所蔵の視聴覚資料
- 手続：視聴希望資料と学生証を持って手続きをする。

## 2 利用上の注意

### 1) 罰則

- 延滞後に返却した場合、延滞期間相当日数の貸出停止となります。加えて、延滞期間が30日を越えた場合は1冊3,000円の延滞料を徴収します。
- 図書室資料等を紛失または汚破損等をした場合、または延滞期間が60日を超えた場合、原則同じ資料または大学が指定する同等の資料等を購入し、弁済していただきます。速やかに事務室に届け出てください。

### 2) 禁止事項

- 図書室内での飲食（蓋付きの飲み物のみ、飲用時以外はカバンにしまうことを条件に持込み可）
- 図書資料の無断持ち出し（発覚した場合、学生証の提示及び指定書類の提出有）
- 携帯電話、スマートフォン等での通話
- 私語やその他静寂を妨げる行為、他の利用者の迷惑となる行為
- 私物（ノートや書籍、講義で配布された資料など）のコピー

### 3) その他

- 所持品は各自の責任において管理し、閲覧席に置いたまま長時間空席にしないでください。

## Ⅶ 湘南医療大学規程（学生に関するもの抜粋）

1	湘南医療大学学則	42
2	湘南医療大学別科規程	51
3	湘南医療大学別科履修規程	56
4	湘南医療大学学生規程	59
5	湘南医療大学ハラスメント防止規程 湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針	63
6	湘南医療大学学生懲戒規程 湘南医療大学学生懲戒に関する細則	75

学生関係規程は2026年4月1日現在のものです。  
今後変更される場合があります。

# 湘南医療大学学則

[令和8年4月1日]

文部科学大臣認可〔令和2年10月23日一部改訂〕

## 目次

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

#### 第2節 組織

#### 第3節 職員組織

#### 第4節 会議及び委員会

#### 第5節 学年、学期及び休業日

### 第2章 学部通則

#### 第1節 修業年限及び在学年限

#### 第2節 入学

#### 第3節 教育課程、単位及び履修方法等

#### 第4節 休学、転学、転学科、留学、退学、除籍及び再入学

#### 第5節 卒業及び学士の学位

#### 第6節 賞罰

#### 第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

#### 第8節 入学検定料及び学生納付金

#### 第9節 公開講座及び各種講習会

### 第3章 補則

### 附則

### 第1章 総則

#### 第1節 目的

(目的)

第1条 湘南医療大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法と「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」の理念に基づき、高度な知識と技術とともに、豊かな人間性を育み、創造的かつ実践的な教育研究を通じて、地域社会に貢献することを目的とする。

(自己点検及び評価等)

第2条 本学の目的を達するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の自己点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた第三者による評価を受けるものとする。

3 自己点検及び評価並びに第三者による評価に関し、必要な事項は別に定める。

(情報の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知することが可能な方法によって積極的に情報を公表するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第4条 本学は、授業の内容及び教授方法の改善を図るために組織的な研修及び研究を行う。

#### 第2節 組織

(学部)

第5条 本学に、保健医療学部及び薬学部を置く。

2 保健医療学部は、生命の尊厳を基に、科学的及び文化的専門知識・技術を身につけ、保健・医療・福祉・教育を総合的な視野で捉えられる看護師・保健師および理学療法士・作業療法士を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

3 薬学部は、医療人としての責任感、使命感、倫理観及び薬学の専門知識・技術を身につけ、患者や治療方法の多様なニーズに対応し、多職種協働によるチーム医療に積

極的に参画できる薬剤師を養成し、地域社会はもとより、国際社会の発展に貢献できる人間を養成することを目的とする。

4 学部に置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	収容定員
保健医療学部	看護学科		165名	660名
	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	60名	240名
		作業療法学専攻	40名	160名
薬学部	医療薬学科		100名	600名
合計			365名	1,660名

(専攻科)

第5条の2 本学に専攻科を置く。

2 専攻科に関する規程は、湘南医療大学専攻科規程で定める。

(大学院)

第5条の3 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する学則は、湘南医療大学大学院学則で定める。

(別科)

第5条の4 本学に、別科を置く。

2 別科に関する規程は、湘南医療大学別科規程で定める。

(図書館)

第6条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し、必要な事項は別に定める。

(附属施設)

第7条 本学に、次の附属施設を置く。

(1) 湘南医療大学看護キャリア開発コアセンター

(2) 湘南医療大学臨床医学研究所

(3) 湘南医療大学薬学部附属薬草園

2 附属施設に関し、必要な事項は別に定める。

(事務部)

第8条 本学に、事務部を置く。

2 事務部に関し、必要な事項は別に定める。

### 第3節 職員組織

(職員)

第9条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 本学に、副学長を置くことができる。

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

5 本学に、客員教授、非常勤講師及びその他必要な教育職員を置くことができる。

6 本学に、名誉教授を置くことができる。

(職員組織)

第10条 学部に学部長、学部に複数の学科がある場合には、学科長を置く。

2 学部長は、当該学部の校務をつかさどる。

3 学科長は、当該学科の校務をつかさどる。

4 学科の各専攻に、専攻長を置く。

5 学部に副学部長、学科に副学科長を置くことができる。

- 6 図書館に、図書館長を置く。
- 7 事務部に、事務部長を置く。

#### 第4節 会議及び委員会

(運営管理会議)

第11条 本学の学部の運営管理に関する重要事項を審議し、理事会との連絡調整を図るため、本学に学部運営管理会議を置く。

- 2 学部運営管理会議に関し、必要な事項は別に定める。

(教授会)

第12条 本学の教育・研究に関する重要事項を審議するため、学部毎に教授会を置く。

- 2 教授会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員会)

第13条 本学に、大学運営に必要な委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し、必要な事項は別に定める。

#### 第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

- 2 学長は、必要に応じ前項の授業の開始終了時期について変更することができる。

(休業日)

第16条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に定める休日

(3) 本学創立記念日

(4) 春期休業日

(5) 夏期休業日

(6) 冬期休業日

- 2 学長は、必要に応じ前項各号の休業日を変更し、休業日に授業を行い、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第2章 学部通則

### 第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第17条 保健医療学部の修業年限は、4年とする。

- 2 薬学部の修業年限は、6年とする。

(在学年限)

第18条 学生は、保健医療学部においては8年を超えて在学することができない。

- 2 薬学部においては、12年を超えて在学することができない。

- 3 編入学、転入学、再入学の場合には、各学部の在学すべき年数の2倍を超えることができない。

### 第2節 入学

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学の資格)

第20条 各学科第1学年に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で

文部科学大臣の指定した者

- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

（入学の出願）

第21条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び所定の書類を添えて、指定期日までに本学に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第22条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

2 入学者の選考に関し、必要な事項は別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第23条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

（編入学）

第24条 次の各号の一に該当する資格を有する者で、本学に編入学を願い出た場合は、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 他の大学を卒業した者
- (2) 他の大学に1年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科のうち、文部科学大臣が定める基準を満たす課程を修了した者
- (6) 学校教育法第132条の規定に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (7) その他前各号と同等以上の学力があると認めた者

2 前項の規定に定めるもののほか、編入学に関し必要な事項は別に定める。

### 第3節 教育課程、単位及び履修方法等

（教育課程）

第25条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、これを各学年に配当して編成するものとする。

（授業科目の区分）

第26条 授業科目を分けて、総合教育科目及び専門教育科目とする。

2 保健医療学部は、専門教育科目を専門基礎科目及び専門科目に分けるものとする。

3 薬学部は、専門教育科目を基礎科目及び専門科目に分けるものとする。

（授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数）

第27条 授業科目の名称及び単位数並びに卒業に必要な単位数は別表1のとおりとする。

（授業の方法）

第28条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

（単位計算方法）

第29条 授業科目の単位計算方法は、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする

- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2つ以上の方法を併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- 2 前項の規定に関わらず、卒業研究等の授業科目については、これらに必要な学習等に考慮して単位数を定めることができる。
- 3 単位数は、学科ごとに別に定める。  
(単位の認定、科目の修得及び評価)
- 第30条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。
- 2 試験に関し、必要な事項は別に定める。  
(成績の評価)
- 第31条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。  
(授業日数)
- 第32条 毎学年の授業日数は、定期試験の日数を含め、35週以上とする。  
(履修方法)
- 第33条 保健医療学部生は、4年以上、薬学部生は、6年以上本学に在学し、各学科所定の授業科目を履修しなければならない。
- 2 前項の履修方法については別に定める。  
(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)
- 第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。  
(大学以外の教育施設における学修)
- 第35条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規程により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。  
(入学前の既修得単位等の認定)
- 第36条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修により修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条第1項及び第2項並びに前条第1項により、本学で修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

#### 第4節 休学、転学、転学科、留学、退学、除籍及び再入学

(休学)

第37条 病気その他やむを得ない事由により引き続き3か月以上修学できない見込みの者は、所定の手続により、学長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第38条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、やむを得ない事由があるときは、学長の許可を得て更に1年以内に限り、期間を延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第18条の在学年限に算入しない。

4 休学期間中にその理由が消滅した場合は、所定の手続により学長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第39条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を受けなければならない。

(転学科)

第40条 本学内において、他の学科への転学科を志願する者があるときは、教授会において選考のうえ学長が転学科を許可することができる。

2 転学科の許可を受けた者の修業年限及び既に取得した単位の取扱は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(留学)

第41条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、教授会の意見を聴いて学長の許可を得、留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第17条に定める修業年限に含めることができる。

3 留学に関する事項は別に定める。

(退学)

第42条 退学しようとする者は、その事由を付して、連帯保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の意見を聴いて学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の意見を聴いて除籍する。

(1) 学生納付金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第18条に定める在学年限を超えた者

(3) 長期間にわたり行方不明の者

(4) 第38条第2項に定める休学の期間を超えてもなお修学できない者

(5) 死亡した者

#### 第5節 卒業及び学士の学位

(再入学)

第44条 次の各号の一に該当する者で再入学を志願する者は、本学の教育に支障のない場合に限り、学長は教授会の意見を聴いて相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第42条の規定により退学した者

(2) 第43項第(1)号及び第(4)号の規定により除籍された者

2 前項により入学を許可された者の、既に履修した科目及び単位数の取り扱い並びに修業年限は、教授会の意見を聴いて学長が決定する。

(卒業)

第45条 保健医療学部で4年以上、薬学部で6年以上在学し、第27条の規定により別に定める単位を修得した者について、教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第46条 学長は、前条により卒業を認定された者に対し、以下の学位を授与する。

学部	学科	学位（専攻分野）
保健医療学部	看護学科	学士（看護学）
	リハビリテーション学科	学士（理学療法学）
		学士（作業療法学）
薬学部	医療薬学科	学士（薬学）

## 第6節 賞罰

（表彰）

第47条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の意見を聴いて学長が表彰することができる。

（懲戒）

第48条 本学の諸規程に違背し、若しくは秩序を乱し又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の意見を聴いて学長がこれを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で改善の見込みがないと認められる者

（2）学業劣等で成業の見込みがないと認められる者

（3）正当の理由なくして出席常でない者

（4）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

4 停学期間は在学年限に算入し、修業年限には算入しないものとする。ただし、停学期間が3か月未満の場合は、修業年限に算入することができる。

## 第7節 聴講生、科目等履修生及び外国人留学生

（聴講生）

第49条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生については別に定める。

（科目等履修生）

第50条 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生については別に定める。

（外国人留学生）

第51条 外国人で、大学において教育を受ける目的で入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生については別に定める。

## 第8節 入学検定料及び学生納付金

（入学検定料及び学生納付金）

第52条 入学検定料及び学生納付金については別に定める。

（聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金）

第53条 聴講生及び科目等履修生の入学検定料及び学生納付金については別に定める。

（納付した授業料等）

第54条 納付した入学検定料及び学生納付金は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

## 第9節 公開講座及び各種講習会

（公開講座及び各種講習会）

第55条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座、各種講習会を開設することができる。

### 第3章 補則

(雑則)

第56条 この学則に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

(改廃)

第57条 この学則の改廃は、理事会の議を経て理事長が決定する。

附 則

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第5条第3項に定める収容定員は、同条の規定にかかわらず、平成27年度から平成30年度までは、それぞれ以下のとおりとする。

学部	学科	専攻	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
保健 医療 学部	看護学科	—	80名	160名	250名	340名
	リハビリテーション 学科	理学療法学専攻	40名	80名	120名	160名
		作業療法学専攻	40名	80名	120名	160名
	合 計		160名	320名	490名	660名

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部看護学科の別表1については、平成31年4月入学生より適用する。

附 則

1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部リハビリテーション学科の別表2及び3については、令和2年4月入学生より適用する。

附 則

1 この学則は、文部科学省大臣許可（令和2年10月23日）から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部看護学科の別表1については、平成30年4月入学生より適用する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和3年10月20日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、保健医療学部看護学科の別表1については、令和6年4月入学生より適用する。

附 則

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第5条の4第2項の規定に基づき、本学が設置する別科に関して必要な事項を定める。

(別科)

第2条 別科は、本学の理念に基づき、介護福祉士として必要な学術および技能を実際的に専修することを目的とする。

2 介護福祉別科では、介護福祉士を養成することを目的とする。

3 介護福祉別科の学生定員は、次のとおりとする。

名称（養成課程）・位置	入学定員	学級数	修業年限	収容定員
介護福祉別科（昼間） 神奈川県藤沢市藤沢498	40名	1	2年	80名

(別科長)

第3条 別科に別科長を置く。

(審議事項)

第4条 別科の教育・研究に関する審議事項については、別科委員会（以下「委員会」という）において審議する。

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(修業年限)

第7条 修業年限は、第2条に定める年数とする。

(在学年限)

第8条 修業年限の2倍の年数を超えて在学することができない。

(入学の資格)

第9条 別科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 外国における、12年の課程修了相当の学力認定試験に合格した18歳以上の者（12年未満の課程の場合は、さらに、指定された準備教育課程（文部科学大臣指定準備教育課程一覧）又は研修施設の課程（文部科学大臣指定研修施設課程一覧）を修了する必要がある。）
- (5) 外国において、指定された11年以上の課程を修了したとされるものであること等の要件を満たす高等学校に対応する学校の課程（文部科学大臣指定 高等学校に対応する外国の学校の課程一覧）を修了した者
- (6) 我が国において、外国の高等学校相当として指定した外国人学校（我が国において、高等

- 学校相当として指定した外国人学校一覧)を修了した者
- (7) 高等学校と同等と認定された在外教育施設(文部科学大臣認定等在外教育施設(高等部を設置するもの)一覧)の課程を修了した者
  - (8) 指定された専修学校の高等課程(文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧)を修了した者
  - (9) 旧制学校等を修了した者
  - (10) 外国の大学入学資格である国際バカロレア、アビトゥア、バカロレア、GCEA レベルを保有する者
  - (11) 国際的な評価団体(WASC、CIS、ACSI、NEASC)の認定を受けた教育施設(国際的な評価団体認定外国人学校について)の12年の課程を修了した者
  - (12) 高等学校卒業程度認定試験(旧大検)に合格した18歳以上の者
  - (13) 「飛び入学」した者であって、高等学校卒業程度認定審査に合格した者
  - (14) 「飛び入学」した者をその後に入学者とする大学において、大学教育を受ける学力があると認められた者
  - (15) 大学において個別の入学資格審査により認められた18歳以上の者

(入学の出願)

第10条 入学を志願する者は、入学願書に入学検定料及び所定の種類を添えて、指定期日までに本学に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第11条 入学者の選考は、学力試験その他の方法による。

- 2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続及び入学許可)

第12条 前条の選考に基づき合格の通知を受けた者は、指定された期日までに所定の書類を提出するとともに、所定の学生納付金を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(教育課程)

第13条 別科の教育課程、授業科目の名称及び単位数並びに修了に必要な単位数は別表1のとおりとする。

(授業の方法)

第14条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技等により行うものとする。

(単位の認定、科目の修得及び評価)

第15条 授業科目を履修し、単位認定試験に合格した者には、所定の単位を与える。

- 2 試験に関し、必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第16条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

(履修方法)

第17条 別科の学生は、第2条に定められた年数以上在学し、所定の授業科目を履修しなければならない。

- 2 前項の履修方法については別に定める。

(休学、退学及び除籍)

第18条 休学、退学及び除籍については、本学学則の関係規定を準用する。ただし、休学期間

は通算して1年を超えることができない。

(修了)

第19条 学長は、別科の教育課程を修了した者については、委員会の意見を聴いて、修了を認定し、修了証書を授与する。

(資格)

第20条 前条により修了を認定された者は、別科ごとに以下の受験資格が取得できる。

別科の名称	国家試験受験資格
介護福祉別科	介護福祉士国家試験受験資格

(表彰及び懲戒)

第21条 表彰及び懲戒については、本学学則の関係規定を準用する。

(入学検定料及び学生納付金)

第22条 別科の入学検定料及び学生納付金については別表2に定める。

(納付した授業料等)

第23条 納付した入学検定料及び学生納付金は、特別の事情がある場合を除き返戻しない。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、別科の学生に関し必要な事項は、学則等学内規程に定める学部学生に関する規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

【別表 1】

領域	指定科目	授業科目名	時間数	単位数
人間と社会	人間の尊厳と自立 (30)	人間の尊厳と自立	30	1
	人間関係とコミュニケーション (60)	人間関係とコミュニケーションⅠ	30	1
		人間関係とコミュニケーションⅡ	30	1
	社会の理解 (60)	社会の理解Ⅰ	30	1
		社会の理解Ⅱ	30	1
	人間と社会に関する科目	健康と介護予防	30	1
		多文化共生社会とコミュニケーションⅠ	30	1
多文化共生社会とコミュニケーションⅡ		30	1	
人間と社会 合計			240	8
介護	介護の基本 (180)	介護の基本Ⅰ	30	1
		介護の基本Ⅱ	30	1
		介護の基本Ⅲ	30	1
		介護の基本Ⅳ	30	1
		介護の基本Ⅴ	60	2
	コミュニケーション技術 (60)	コミュニケーション技術Ⅰ	30	1
		コミュニケーション技術Ⅱ	30	1
	生活支援技術 (300)	生活支援技術Ⅰ	30	1
		生活支援技術Ⅱ	90	3
		生活支援技術Ⅲ	90	3
		生活支援技術Ⅳ	60	2
		生活支援技術Ⅴ	30	1
	介護過程 (150)	介護過程Ⅰ	60	2
		介護過程Ⅱ	60	2
		介護過程Ⅲ	30	1
	介護総合演習 (120)	介護総合演習Ⅰ	60	2
		介護総合演習Ⅱ	30	1
		介護総合演習Ⅲ	30	1
	介護実習 (450)	介護実習Ⅰ	120	2
介護実習Ⅱ-1		160	3	
介護実習Ⅱ-2		176	4	
介護 合計			1266	36
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ (120)	こころとからだのしくみⅠ	30	1
		こころとからだのしくみⅡ	30	1
		こころとからだのしくみⅢ	30	1
		こころとからだのしくみⅣ	30	1
	発達と老化の理解 (60)	発達と老化の理解Ⅰ	30	1
		発達と老化の理解Ⅱ	30	1
	認知症の理解 (60)	認知症の理解Ⅰ	30	1
		認知症の理解Ⅱ	30	1
	障害の理解 (60)	障害の理解Ⅰ	30	1
		障害の理解Ⅱ	30	1
こころとからだのしくみ 合計			300	10
医療的ケア	医療的ケア (50)	医療的ケアⅠ	68 (50) *	2
		医療的ケアⅡ	60	2

	医療的ケア 合計	110	4
	総時間数	1916	58

\*実時間で50時間以上の履修が必要

【別表2】

1) 入学検定料

(単位:円)

項目	金額
入学検定料	20,000

2) 学生納付金(入学金、授業料)

(単位:円)

項目	金額
入 学 金	200,000
授 業 料(年額)	600,000
施設維持費(年額)	170,000
実 習 費(年額)	80,000
合 計	1,050,000

## 湘南医療大学 介護福祉別科履修規程

(趣旨)

第1条 湘南医療大学別科規程(以下「規程」)第15条及び第17条の規定に基づき、この規程を定める。

(授業科目等)

第2条 本学介護福祉別科を修了し、介護福祉士の資格を取得するために、規程別表1に定める科目をすべて履修しなければならない。

(欠席届)

第3条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった者は、欠席届を当該科目の担当教員に提出しなければならない。

- 2 忌引きによる欠席の場合は、欠席届の提出により、次の範囲内で欠席の扱いとしない。

一親等(父・母・子)又は配偶者	連続する7日間(休日を含む)
二親等(兄弟姉妹・祖父母)	連続する3日間(休日を含む)
三親等(叔(伯)父・叔(伯)母、曾祖父母、甥姪)	1日間

3 前項の規定によりがたい場合は、委員会にて協議の上、対応を決定する。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第4条 次の各号のいずれかに該当するとき、授業は原則として休講とする。

(1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により、JR東海道線または小田急江ノ島線が不通のとき。ただし、バス等による代替輸送がある場合は不通とはみなさない。

(2) 神奈川県全域に警報(大雨、暴風雨、大雪、暴風雪)、特別警報(以下「警報」という)発令時

2 前項により休講になった場合でも、JR東海道線または小田急江ノ島線のいずれかが復旧した場合、または警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
6:00 現在で復旧(警報解除)された場合	1時限から実施
10:00 現在で復旧(警報解除)された場合	3時限から実施

3 第1項に定める場合の他、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第5条 試験には、定期試験、追試験及び再試験がある。

2 定期試験は、当該授業が終了する期末、もしくは当該科目開講期間中に担当教員の判断により行うことができる。

3 試験の方法は、記述試験の他、論文、報告書(レポート)提出、口述(諮問)、実技等を課すことができる。

(履修認定と出席時間数)

第6条 原則として、別科規程別表1に掲げる各科目の出席時間数が指定規則に定める時間数の3分の2(ただし、介護実習(介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ)においては、5分の4)に満たない者については、当該科目の履修の認定を受けることができない。

2 第3条第2項に定められた忌引きは、前項の出席時間数に含まないため、その理由により出席時間数が不足する場合には、不足する時間分の補講を受けなければ履修の認定を受けることができない。

3 定められた納付金を期日までに納付しない者は、第1項の出席時間数を満たしても履修の認定を受けることができない。

(遅刻・早退・欠席)

第7条 授業開始の30分以内の入室は遅刻とみなし、それ以降の遅刻は、欠席扱いとする。

2 授業終了30分前の講義室、演習室、実習施設からの退室・退去は、早退とみなし、それ以前の早退は、欠席扱いとする。

3 遅刻及び早退は、科目の3分の1回分の欠席扱いとする。

4 電車遅延等、やむを得ない理由での遅刻は、証明書を添付し、出席届出書を提出しなければならない。

(成績評価の基準・評価)

第8条 成績はシラバスに定めた基準により判定する。

2 成績評価については、学則第31条に基づき、下表のとおりとする。評点に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という)を設定し、不合格その他GPを「0」と算定する授業科目も含めて、別表1に定められた授業科目のグレード・ポイントの平均(グレード・ポイント・アベレージ、以下「GPA」という)を算出し、総合成績評価を行う。

評価	評点	GP	単位の授与
秀(S)	90~100点	4	授与
優(A)	80~89点	3	
良(B)	70~79点	2	
可(C)	60~69点	1	
不可(D)	59点以下	0	不授与
放棄(O1)	受験資格喪失	0	
放棄(O2)	定期試験受験の放棄	0	
/	評価対象外	算定しない	評価対象外

3 秀(S)、優(A)、良(B)及び可(C)は合格、不可(D)は不合格とする。

4 放棄(O1)評価の授業科目及び放棄(O2)評価の授業科目の単位数は、GPAの登録単位数に加算する。

5 再試験において単位を授与する場合の評価は、可(C)「60点」とする。

6 GPAの算出基準は次のとおりとする。

$$GPA = \left[ \frac{\text{授業科目のGP}}{\text{その授業科目の単位数}} \right] \text{の総和} \\ \left/ \left[ \text{GPA対象科目の総単位数} \right] \right.$$

7 GPAは、当該学科における学修状況及び成果を示す指標である「学期GPA」と在学中における全期間の学修状況及び成果を示す指標である「累積GPA」の2種類とする。

8 GPAの結果は、修学指導の参考として用いる場合がある。

(追試験)

第9条 忌引き、疾病、その他やむを得ない理由により定期試験を受けることができなかった者は当該授業科目について追試験(実習のときは追実習)を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、「追試験申請書」(追実習のときは「追実習願」)に、疾病の場合は医師の診断書、他の場合は証明書または理由書を添え、原則として、当該科目の試験の日から所定の期日までに学長に提出し、その許可を得なければならない。

3 追試験(追実習)の成績評価は、優(A)「89点」を上限とする。

(再試験)

第10条 第5条に定める試験及び第9条に定める追試験で成績が合格点に達しなかった

場合は必要に応じて科目担当教員等の判断により再試験（実習のときは再実習）を行うことができる。

2 再試験を許可された者は、「再試験願」（再実習のときは「再実習願」）に次の表に定める再試験料（実習のときは再実習料）を添えて提出しなければならない。

区分	金額
再試験料	1科目につき 2,000円
再実習料	1日につき 2,000円

3 再試験（再実習）で合格した場合の成績は、可（C）「60点」を上限とする。

（不正行為）

第11条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取り消し、懲戒に関する細則に基づき手続きを取ることがある。

（補則）

第12条 この規程に定めるもののほか、介護福祉別科学生が履修において守るべき事項は、別に定める。

（改廃）

第13条 この規程の改廃は、別科委員会の議を経て学長が行う。

附則

1 この規程は、2025（令和7）年4月1日から施行する。

## 湘南医療大学学生規程

(平成 27 年 4 月 1 日)

最新改正 (令和 3 年 4 月 1 日)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）の学生が学生生活上守るべき事項について定めるものとする。

### (誓約書等)

第 2 条 本学の学生となった者は、本学の学生であることを自覚し、学則や学内規則を遵守しなければならない。

2 本学の学生になろうとする者は、誓約書（様式第 1 号）及び保証書（様式第 2 号）を定められた期日までに提出しなければならない。

3 第一保証人（保護者）、第二保証人は、保証する学生の身上及び学生納付金の納入について、その責に任ずる者とする。

4 学生は、保証人を変更したとき又は保証人が住所等を変更したときは、直ちに保証人等変更届（様式第 3 号）を提出しなければならない。

### (戸籍・住所等届)

第 3 条 学生は、住所等（変更）届（様式第 4 号）に必要事項を記入して、入学後速やかに提出しなければならない。

2 前項の提出後、記載事項に変更のあったときは速やかに届け出なければならない。なお、氏又は名を改めたときは、住民票記載事項証明書を添えて提出すること。

### (学生証)

第 4 条 学生は、入学の際、学生証（様式第 5 号）の交付を受けるものとする。

2 学生は、常に学生証を携帯し、本学の教職員から求められたときは、直ちにこれを提示しなければならない。

3 学生は、学生証を紛失し、若しくは汚損したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、学生証再交付（書換）願（様式第 6 号）を提出し、再交付又は書換を受けなければならない。

4 学生証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

5 学生は、卒業、退学又は除籍等により学籍を失ったとき及び有効期限が到来したときは、直ちに学生証を返却しなければならない。

6 学生証の有効期間は在学期間とする。

### (更衣ロッカーの使用)

第 5 条 学生は、在学中、指定の更衣ロッカーを使用するものとする。

2 前項の更衣ロッカーは、学生が各自の責任のもとに使用するものとし、鍵及び保管物品の管理には充分留意するものとする。

3 学生は、卒業、退学又は除籍等により学籍を失ったときは、直ちにロッカー内の物品を撤去し、鍵を返却しなければならない。

### (健康診断)

第 6 条 学生は、毎学年定期又は臨時に行う本学の健康診断を受けなければならない。

2 学生は、前項の健康診断の結果に基づいて本学が行う保健指導上の指示に従わなければならない。

(証明書等の発行)

第7条 学生は、次表左欄に掲げる証明書等の交付を希望するときは、それぞれ右欄に掲げる書類を提出しなければならない。

証明書等	提出書類
在学証明書	証明書交付願 (様式第7号)
成績証明書	
卒業(見込)証明書	
単位修得証明書	
その他の証明書等	
通学証明書	通学証明書交付願 (様式第8号)
学生旅客運賃割引証	学生旅客運賃割引証(学割証)交付願 (様式第9号)

(休学等)

第8条 学生は、学則の規定に基づき休学、復学、転学、転学科又は留学しようとする場合は、学籍等異動願(様式第10号)を提出しなければならない。

(クラブ・サークル等)

第9条 学生が、学内においてクラブ・サークル等(以下「学生団体」という。)を設立しようとするときは、学生団体設立(変更)願(様式第11号)に規約を添えて提出し、学長の許可を受けなければならない。また、学生団体が規約又は学生団体設立(変更)願の記載事項を変更しようとするときも同様とする。

- 2 前項の学生団体の設立に当たっては、本学の専任の教授、准教授、講師又は助教のうちから顧問を定めなければならない。
- 3 学生団体は、毎年5月末日までに、前年度の活動状況等を記載した学生団体活動報告書(様式第12号)を提出しなければならない。
- 4 学生団体が解散したときは、すみやかに学生団体解散届(様式第13号)を提出しなければならない。
- 5 第1項の規定により、学生は、学長の許可を申請するにあたって、次の各号に該当する場合は申請してはならない。
  - (1) 本学の名誉を傷つけるもの
  - (2) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの
  - (3) 特定の団体(政治・宗教団体を含む)を支持し、非合法な行為(暴力を含む)を行おうとするもの
  - (4) その他、学生団体として不適當であると認められるもの

(学外団体への加盟)

第10条 学生団体が学外の団体に加盟又は脱退したときは、学外団体加盟(脱退)届(様式第14号)を提出しなければならない。

(活動の制限等)

第11条 学生団体が次の各号に掲げる事項に該当するときは、学長は、当該学生団体の活動を停止するとともに設立の許可を取り消すことができる。

- (1) その行為が本学の定めた規程に違反し、又は学内の秩序を乱し、若しくは教育研究に支障をきたす恐れがあると認められるとき
- (2) 学生団体に事故が発生するなど、その運営が適正に行われなかったとき
- (3) 学生団体の活動を行う学生が不祥事に関係し、かつ、それが当該学生団体と密接な関連のあったとき

(4) 学生団体の活動が長期にわたって行われなかったとき、又は学生団体活動報告書の提出がなされなかったとき

(学生等の施設利用)

第12条 学生及び学生団体（以下「学生等」という。）が学内施設を占有して使用しようとする場合は、当該使用の責任者は、原則として3日前までに施設使用願（様式第15号）を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項による使用その他学内施設使用上の遵守事項等については、別に定める。

(学外での活動)

第13条 学生等は、本学の名若しくはそれを意味する名義をもって、学外において活動するときは、原則としてその7日前までに学外活動届（様式第16号）を提出しなければならない。

(学内掲示等)

第14条 学生等による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出及びちらし、ビラ等の文書配布については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 掲示物は、所定の掲示板に掲示すること。

(2) 立看板の掲出は認めない。掲示物や、ちらし、ビラ等の文書配布については、学内掲示願（様式第17号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(3) 掲示物の掲示期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物は、掲示責任者において撤去すること。

(4) 学内で配布したちらし、ビラ等で放置されたものは、配布責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

2 前項において、学生等は、学長の許可を申請するにあたって、次の各号に該当する場合は申請をしてはならない。

(1) 特定の個人、団体等を誹謗し、又はその名誉を傷つけるもの

(2) 虚偽の事項を掲載したもの

(3) 特定の宗教活動や政治活動等を勧誘するもの

(4) その他掲示等することが不相当であると認められるもの

(寄付募集等)

第15条 学生等が、大学の名又はそれを意味する名義をもって、学内外における寄付募集、物品販売その他これらに類する行為をしようとするときは、公の機関が行う活動に協力するものに限ることとし、あらかじめ寄付募集等実施願（様式第18号）を提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の寄付募集等を行った場合は、その実施結果について寄付募集等結果報告書（様式第19号）を学長に提出するものとする。

(事故等の報告)

第16条 学生又は保証人は、学生が交通事故その他の事故又は事件の当事者になった場合は、すみやかに事故等報告書（様式第20号）を提出しなければならない。

(自動車等による通学の禁止)

第17条 学生の自動車、オートバイ及び原動機付き自転車等による通学は禁止する。ただし、学長が特に認めた場合は、この限りでない。

(科目等履修生等への準用)

第 18 条 この規程は、科目等履修生及び聴講生について準用する。ただし、第 5 条、第 6 条、第 9 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、科目等履修生及び聴講生には、準用しない。

(補 則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、学生が学生生活上守るべき事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

# 湘南医療大学ハラスメント防止規程

(平成 27 年 4 月 1 日制定)

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

## 第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）におけるハラスメントの防止、排除及びハラスメントに関する問題の対応について必要な事項を定め、学生及び教職員等が、建学の理念である「人を尊び、命を尊び、個を敬愛す」という精神に基づき個人として尊重され、教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動の快適な環境を醸成し、維持することを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規程は、本学の関係者のうち次の各号に掲げる者（以下「構成員」という。）を対象とする。

- (1) 本学の学生等（本科学学生、聴講生、研究生、科目等履修生及び本学において就学する者）
- (2) 本学の教職員等（専任教職員、非常勤講師、契約職員、本学において就労する派遣労働者及び委託業務従事者）
- (3) その他、継続的に本学の教育研究に携わる者（学生等の家族、各種実習先等で職務上の関係を有する者等）

(定義)

第 3 条 この規程において、ハラスメントとは、他人への不適切な言動により不快感や不利益を与え、相手方の尊厳又は人権を侵害し、本学における生活・修学環境、教育研究環境並びに就労環境等を害することをいい、次の各号に掲げるハラスメントを総称するものとする。

### (1) セクシュアル・ハラスメント

- ア 地位及び権限を利用し、相手への利益の供与又は不利益の回避を代償として、相手の意に反する性的な要求を行うこと
- イ 生活・修学環境、教育研究環境、就労環境等を害する相手の意に反する性的な言動を行うこと

### (2) アカデミック・ハラスメント

教育研究上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の学修意欲、教育研究意欲を低下させること又は生活・修学環境、教育研究環境を害すること

### (3) パワー・ハラスメント

職務上、優位的立場にある者が、その優位性を背景に、相手の意に反する社会通念上不適切な言動を行い、相手の就労意欲を低下させること又は就労環境を害すること。

(4) その他優越的な地位に基づき行う (1)、(2)、(3) に準じる嫌がらせや差別行動。

(禁止行為)

第 4 条 構成員は、他の構成員を教育及び研究並びに修学或いは就労の諸活動における対等なパートナーとして認め、学園における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、学園内において次項から第 5 項に掲げる行為をしてはならない。

## 2 セクシュアル・ハラスメント

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言

- ② 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- ③ わいせつ画像の閲覧、配布、掲示等
- ④ うわさの流布
- ⑤ 不必要な身体的接触
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 性的な言動により、相手の研究・勉学・就労等の意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為

⑧ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った相手に対して、解雇、退学、配置転換等の不利益を与える行為

- ⑨ 交際・性的な関係の強要
- ⑩ その他相手方に不快感を与える性的な言動

### 3 アカデミック・ハラスメント

- ① 学習・研究活動の妨害
- ② 指導義務の放棄、指導上の差別
- ③ 研究成果の搾取
- ④ 精神的虐待や誹謗中傷
- ⑤ 不適切な環境下での指導の強制
- ⑥ 権力の濫用
- ⑦ プライバシーの侵害
- ⑧ 他大学の学生、留学生、聴講生、ゲスト、他のゼミの学生などへの排斥行為
- ⑨ その他教育研究上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

### 4 パワー・ハラスメント

- ① 職務上の上下関係を用いて、違法行為を強制する。また断った際に嫌がらせ
- ② 上司が部下からの要請があるにもかかわらず、適切な指導助言等の放棄、また指導上の差別
- ③ 必要性のない指示命令
- ④ 理由なく時間外勤務を強要する、それを拒否したことにより不利益な取り扱い
- ⑤ 業務の指導と称してどなったり、根拠なく個人を誹謗中傷
- ⑥ 業務の指導の範疇を超えて、相手の人格を傷つけ、人権を侵害するような言動
- ⑦ 個人的な感情で、状況に適さない過度な要求等
- ⑧ 仕事の遅延、行き詰まり等を部下のせいにし、うっ積をはらす行為
- ⑨ 権力を背景にして相手の存在を認めないような態度を継続的にとる行為
- ⑩ 多数の者がいるところでの罵倒
- ⑪ 部下や学生を軽視、侮蔑したり仲間はずれにする、それにより職場環境を悪化させる行為

⑫ 相手の評判を落とすようなことを言いふらす

⑬ 不必要にプライバシーに踏み込んだ発言や質問

⑭ 私生活や私的活動への参加や協力を強要

⑮ その他、職務上の優位性を背景にした、相手方への不適切な言動、また言動により職場・教育環境を悪化させる行為

### 5 その他のハラスメント

前3項に定めるもののほか、相手の人格や個人の尊厳を傷つける不適切で不当な言動、指導又は待遇を指す。

(制裁)

第5条 前条第2項から第5項に掲げる行為を為した構成員に対しては、教職員の場合には就業規則第108条又は就業規則（非常勤職員）第67条、学生である場合には学則第48条又は大学院学則第37条及び学生懲戒規程第2条に基づき厳正な制裁を行う。な

お、制裁の区分については、次の要素を総合的に判断して決定する。

- (1) 行為の具体的態様（時間・場所・内容・程度等）
- (2) 当事者同士の職位等の関係
- (3) 被害者の対応、心情、被害の有無程度等

2 学長は、相手方が構成員でない場合は、相手方が所属する組織・団体等に対し必要な措置を取ることを求める申し入れを行う。

(対象とするハラスメントの範囲)

第6条 この規程が対象とするハラスメントは、行為者が構成員である時は、行為の行われた場所、時間の如何にかかわらず対象とする。

2 当事者の一方が、本学の構成員でない場合、本学の教育研究活動に影響を及ぼす事案については、この規程を準用する。

(本学の責務)

第7条 本学は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

- (1) 本学の構成員に対し必要な教育及び啓発活動（パンフレットの配布、ポスター掲示等）を行うとともに、適切な広報、研修を行うよう努めること
- (2) ハラスメント事案が発生した場合には、相談窓口を設置等、被害の救済に万全を期して、適切な対応を行い、事態の解決に努めること
- (3) ハラスメント事案申立者の人権を尊重し、守秘義務を徹底すること

(本学の構成員の責務)

第8条 本学の構成員は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる責務を負うものとする。

(1) 生活、学修、教育、研究及び業務等のあらゆる場面において、他者の人権を尊重すること

- (2) ハラスメントが、行為者の意図にかかわらず、相手方の受け止め方によるものであることを十分理解し、ハラスメントと受け取られるおそれのある言動を行わないこと

- (3) ハラスメントの防止に努め、ハラスメントのない環境を醸成し維持することに努めること

(ハラスメント防止委員会等)

第9条 本学は、第1条の目的を達成するために、ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

2 本学は、ハラスメントの相談に対応するために、ハラスメント相談員（以下「相談員」という。）を置く。

3 本学は、ハラスメント事案の調停のために、必要に応じてハラスメント調停員（以下「調停員」という。）を置く。

4 本学は、ハラスメント事案の調査のために、必要に応じてハラスメント調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

5 前各項に掲げる防止委員会、相談員、調停員及び調査委員会の組織並びに運営等については、別に定める。

## 第2章 ハラスメント事案の取扱

(ハラスメント事案の解決手順)

第10条 ハラスメントに関する事案の解決手順は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 相談
- (2) 意見通知
- (3) 調停

- (4) 調査
  - (5) 認定
  - (6) 是正の勧告
- 2 本学の構成員が、ハラスメントについて相談し、又は意見通知、調停或いは調査を申し立てようとするときは、所定の手続きを行わなければならない。

(相談)

第 11 条 本学の構成員は、次の各号に掲げる場合、ハラスメントに関する苦情相談を行うことができる。

- (1) 構成員本人がハラスメントによる被害を受けたと感じたとき
  - (2) 他の構成員がハラスメントを受けているのを見て、不快に感じたとき
  - (3) 他の構成員から、ハラスメントをしている旨の指摘を受けたとき
  - (4) 他の構成員から、ハラスメントに関する相談を受けたとき
- 2 ハラスメントの相談は、原則として男女を含む複数の相談員が受けるものとする。
- 3 相談者は、相談員が認めた場合には、相談に際して家族、友人又は教職員等を付き添わせることができる。
- 4 相談員は、相談の事案について、文書をもって防止委員会に報告する。
- 5 相談員は、相談者の同意の上、防止委員会に対し意見通知、調停又は調査の申し立てを行うことができる。

(意見通知)

第 12 条 意見通知とは、申立人から請求があった場合、ハラスメントを行ったとされる者（以下「相手方」という。）に対して申立の内容を通知することにより、問題の解決を図ることをいう。

- 2 意見通知は、申立人から請求があり、防止委員会が必要と認めた場合に行う。
- 3 意見通知は、防止委員会委員長及び委員長が指名する防止委員会委員、又は相談員が必ず複数名で行う。
- 4 意見通知に際して、相手方に異議のある時は、その事情を聴取する。
- 5 意見通知にあたった者は、その結果を防止委員会及び申立人に報告する。

(調停)

第 13 条 調停とは、調停員が当事者相互の話し合いの場を設け又は相互の主張の仲立ちを行い、問題の解決を図ることをいう。

- 2 調停は、申立人からの請求があり、防止委員会が必要と認め、かつ相手方の同意があった場合に開始する。
- 3 調停は、学長から委嘱を受けた調停員が、必ず複数名で行う。
- 4 調停は、調停員、申立人及び相手方の三者が同席する方法若しくは調停員が間に入り当事者同士が相対しない方法、又はその併用によって行う。
- 5 調停は、以下の各号に掲げる場合に終了する。
  - (1) 申立人及び相手方の双方が、調停案を受け入れたとき
  - (2) 申立人又は相手方のいずれかが、調停の打ち切りを希望したとき
  - (3) 申立人及び相手方が、相当期間内に合意に達する見込みがないとき
- 6 調停により合意が得られたときは、申立人、相手方及び調停員の三者で、合意内容を文書によって確認する。
- 7 調停員は、調停の結果について、文書をもって防止委員会に報告する。

(調査)

第 14 条 調査とは、ハラスメント事案の解決のために、当該事案の事実関係について確認するために行う調査をいう。

- 2 調査は、次の各号に掲げる場合に行う。
  - (1) 申立人から請求があり、学長が必要と認めたとき
  - (2) 申し立てはなされていないが、当該事案が重大であり、学長が必要と認めたとき

- 3 調査は、学長が指名する者で構成する調査委員会が行う。
- 4 当該事案関係者は、調査に対し誠実に協力しなければならない。
- 5 調査委員会は、当該事案に関して調査した事実関係と、ハラスメントに該当するか否かの意見を付した報告書を作成し、学長に提出する。

(ハラスメントの認定)

第15条 学長は、調査委員会からの報告に基づき、当該事案のハラスメント認定について防止委員会に諮問する。

2 学長は、防止委員会の答申に基づき、当該事案のハラスメント認定又は不認定を行う。

3 学長は、調査結果及びハラスメントの認定結果を、申立人及び相手方に通知する。

(是正の勧告)

第16条 防止委員会の委員長は、学長の命を受け、ハラスメントの認定を受けた相手方に対して、言動の是正を勧告する。

(不服申立)

第17条 申立人又は相手方は、ハラスメントの認定又は不認定について不服があるときは、通知を受けた日から30日以内に、防止委員会に不服の申立を行うことができる。

2 防止委員会は、不服申立を学長に報告し、学長の諮問に応じて、不服申立の受理又は棄却を審議する。

3 学長は、不服申立の受理又は棄却を決定し、防止委員会の委員長に、当事者へ結果を通知させる。

(再調査)

第18条 前条に定める手続きにおいて、学長は防止委員会に対し、当該事案の再調査を命じることができる。

2 再調査に当たっては、当該事案にかかわった調査委員会の委員を全員交代させる。

(緊急時の対応)

第19条 学長は、事案が緊急を要すると認めた場合には、被害者の安全を確保するための措置を講ずることができる。

(ハラスメント事案の情報公開)

第20条 防止委員会及び調査委員会は、ハラスメント事案について、原則として公開しない。

2 防止委員会は、再発防止上必要と認められる場合は、学長の命により、当事者のプライバシー、名誉その他の人権に配慮したうえで公表することができる。

### 第3章 補 則

(代理人及び補佐人)

第21条 相談者又は申立人及び相手方は、相談、意見通知、調停及び調査にあたって、原則として、代理人及び補佐人を代理出席又は同席させることができる。

(守秘義務)

第22条 防止委員会の委員、相談員、調停員及び調査委員会の委員は、ハラスメント事案に関わる人の人権を尊重し、プライバシーの保護に努めるとともに、職務上知り得たことを、他に漏らし又は利用してはならない。尚、その職務を退いた後も同様とする。

(不利益取扱の禁止)

第23条 ハラスメントに関する相談、申立、調査の協力及び証言等に関して正当な対応をした者に対して、このことをもって何らかの不利益な取扱をしてはならない。

(虚偽証言の禁止)

第24条 本学の構成員は、ハラスメント事案に関して、虚偽の申立や証言をしてはならない。

(報復の禁止)

第25条 防止委員会は、相手方から相談者、申立人、相談員、調停員、防止委員会の委員及び調査委員会の委員その他の関係者に対する報復禁止の誓約書の提出を求めることができる。

(改廃)

第26条 この規程の改廃は、防止委員会の意見を聴いて学長が決定する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

湘南医療大学ハラスメント防止等のための指針

(平成27年4月1日)

この指針は、「湘南医療大学ハラスメント防止規程」に基づきハラスメントのない大学にしていくためのものです。

第1 ハラスメントを防止するために学生及び教職員が認識すべき事項について

1 基本的な心構え

ハラスメント防止のため、互いに尊厳を守り適正な行動をとりましょう。

- (1) 人格・人権を尊重しましょう。
- (2) パートナー意識を大切にしましょう。
- (3) 性別に対し優劣のある見方をしないよう気をつけましょう。
- (4) 権力関係で支配したり、心理的に圧迫しないようにしましょう。

2 相手の立場に立つ

- (1) その人の言動がハラスメントに当たるか否かは、個人、性別、立場等により受け止め方に差があります。相手がどのように受け止めるかが重要になります。

誤解を生みやすい言動

- 例)
- ・ 親しさを表すつもり言動
  - ・ 相手も許容するだろうとの思い込み
  - ・ 相手と良好な関係が築けているとの思い込み など

◎相手に不快感、不満感、恐怖心、圧迫感等を与える場合があるので気を付けましょう。

- (2) 相手が嫌がっている場合同じ言動を繰り返さないようにしましょう。
- (3) 相手がハラスメントを受けていると認識していても、常に意思表示するとは限りません。

上司、指導教員等との関係を考慮し拒否できない場合があることを認識することが

大切です。

(4) ハラスメントはどこでも発生します。学内・外を問わず防止に努めましょう。

歓送迎会、ゼミナールなどハラスメントが生じやすい状況、場面では特に注意が必要です。

(5) インターネットのSNS（ソーシャルネットワークサービス）等に特定の個人に対する不用意な書き込みをすることはやめましょう。

### 3 ハラスメントになりやすい言動

(1) セクシュアル・ハラスメントになりやすい言動

① 学内・外で起きやすいもの

- |    |  |
|----|--|
| 例) | <ul style="list-style-type: none"><li>・返答に困るような性的プライバシーに立ち入った質問や冗談を言う</li><li>・インターネット上に性的な風評を掲載する</li><li>・食事やデートへのしつこい誘い</li><li>・「男の子、女の子」、「おじさん、おばさん」、「〇〇ちゃん」やニックネームによる呼称</li><li>・「男のくせに根性がない」、「女には仕事を任せられない」、などの発言</li><li>・女性である（男性である）というだけの理由で仕事や研究実績等に対する不当な評価</li></ul> |
|----|--|

## ② 主に学外で起きやすいもの

- 例)
- ・酒席で、異性の隣席への指定、お酌の強要
  - ・性的な関係の強要
  - ・通勤・通学の途上だからと自宅への送迎を強要

## (2) アカデミック・ハラスメントになり得る言動

- 例)
- ・学生や部下を傷つけるネガティブな言動
  - ・指導義務の放棄や指導上で差別を行う
  - ・望まない研究テーマ、就職先などを強要して選択権を侵害する
  - ・アイデアの盗用や研究成果の搾取
  - ・文献・図書や機器類を使わせない、正当な理由なく研究室への立入りを禁止する、研究費申請や研究出張を認めないなど研究遂行上の妨害

## (3) パワー・ハラスメントになり得る言動

- 例)
- ・罵声や嫌味
  - ・人格、仕事ぶりなどの否定
  - ・不当な評価
  - ・自分のやり方の押しつけ
  - ・責任のなすりつけ
  - ・仕事や情報を与えない
  - ・退職の強要

## (4) その他ハラスメントになり得る言動

- 例)
- ・加害者とされた者が「ハラスメントを口外したら将来はないよ」と被害者を脅迫する（被害者への報復 二次ハラスメント）
  - ・「これくらい我慢したら」、「教育熱心なだけだよ」（被害の矮小化や加害者の擁護 二次ハラスメント）
  - ・テクノロジーに詳しい人が苦手な人に対し「そんなの簡単だよ」など嫌がらせを言う（テクノロジー・ハラスメント）
  - ・上下関係、部の伝統、集団によるはやしたて、罰ゲームなどといった形で心理的な圧力をかけ、飲まざるをえない状況に追い込む（アルコール・ハラスメント）

## 4 処分

教職員は、ハラスメントの様態等によっては信用失墜行為、教職に携わる者にふさわしくない非行等に該当し、処分に付されることがあります。また、学生等においても処分に付される場合があります。

### 第2 適正な修学・就労環境の確保について

修学・就労環境は、学生・教職員の協力の下で形成されます。学生・教職員は、次の事項について積極的に関心を持ち適切な環境づくりに努めましょう。

ミーティングなどで解決できる問題は、適切な修学・就労環境を確保するため協力しましょう。

1 ハラスメントに関する問題を、当事者間の個人的な問題として片づけないことが大切です。

2 ハラスメントの加害者や被害者を出さないため、周囲に対する気配りを行い必要な行動をとりましょう。大学でハラスメントが生じた場合は、気持ちよく修学・就労ができる環境づくりをするため信頼できる人に相談するなどの対策をためらわずに行いましょう。

被害者は「恥ずかしい」、「トラブルメーカーのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などから、他の人に対する相談をためらうことがあります。被害を深刻にしないよう気が付いた事があれば、互いに声をかけ合い気軽に相談に乗りましょう。

第3 ハラスメントに起因する問題が生じてしまった場合の対応について

学生・教職員がハラスメントを受けた場合、被害を深刻にしないために

- (1) 一人で我慢してすまそうとしないようにしましょう。
- (2) ハラスメントに対する対処行動をためらわずに行いましょう。
- (3) 嫌なことは相手にはっきりと意思表示をしましょう。

毅然とした態度をとりましょう。

・自分の意思を相手に明確に伝える。

・上下関係等で直接相手に言いにくい場合は、手紙等別の手段をとる。

- (4) 信頼できる人に相談しましょう。

まず、信頼できる人に相談しましょう。本学の相談員又は本学で依頼した学外の相談員に相談する方法もあります。相談時は、ハラスメントの発生日時・内容等の記録、第三者の証言を得ておくとうまいと思います。

第4 学生等への指導

学生は本指針の趣旨の理解に努め、ハラスメントの防止に努める必要があります。教職員は、学生の心身の発達段階等を考慮し、実情に応じ適切な指導を行いましょう。

湘南医療大学入学検定料及び学生納付金並びにその他費用に関する規程

〔平成27年4月1日〕

最新改正〔令和3年4月1日〕

(趣旨)

第1条 この規程は、湘南医療大学（以下「本学」という。）学則第52条に基づき、本学の入学検定料及び学生納付金並びにその他費用について定める。

(定義)

第2条 入学検定料とは、入学試験の出願に際し納付する料金をいう。

2 学生納付金とは、次の各号に定める料金をいう。

- (1) 入学金
- (2) 授業料
- (3) 実験実習費
- (4) 施設設備費

3 前項に定めるもののほか、保健医療学部看護学科において「保健師課程」を履修する者は、別表2に定める「履修費」を学生納付金に含めるものとする。

(入学検定料及び学生納付金の額)

第3条 入学検定料及び学生納付金の額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(学生納付金の納付)

第4条 学生納付金は、原則として当該年度の学生納付金を前期と後期の2回に分けて納付する。

2 前項に規定する学生納付金の納付期限は、前期については当該年度の前年度の3月31日、後期については当該年度の9月30日とする。

3 第1項に規定する前期及び後期の学生納付金の額は、別表3のとおりとする。

4 前期納入分における後期納入分の学生納付金の納入は、これを妨げない。

(学生納付金の延納及び分納)

第5条 経済的理由により、学生納付金を前条第2項に定める期限までに納付することが困難な者に対して、延納又は分納を許可することがある。

(延納及び分納の手続き)

第6条 学生納付金の延納及び分納を希望する場合は、所定の書類を第4条第2項に定める納付期限の1ヶ月前までに提出しなければならない。

(滞納処分)

第7条 前条に規定する手続きを経ることなく学生納付金を滞納した場合には、次の各号に掲げる資格を停止する。

- (1) 授業への出席及び定期試験等を受験すること
- (2) 本学が発行する証明書及び学校学生生徒旅客運賃割引証の発行を受けること
- (3) その他学内の施設設備を利用すること

2 学生納付金の督促を受けた者が指定された期限までに納付しない場合は、学則第43条第1号の規定により除籍とする。

(免除)

第8条 一般入学試験において、成績優秀者に対して、特待生として1年次授業料半額を免除する。

2 卒業要件単位不足による卒業留年者のうち、前期又は、後期のみ授業科目を履修することにより、卒業に必要な単位数を修得する者は、当該年度の当該期以外の学生納付金を免除する。

(退学等の場合の学生納付金)

第9条 学年の中途において退学、休学若しくは転学する者、又は、休学、停学若しくは退学を命ぜられた者については、当該期の学生納付金を納めなくてはならない。ただし、期

を通して休学する者は、学生納付金を免除し、在籍料として30,000円（半期）を納付するものとする。

- 2 休学及び停学より復学する者は、その日付が属する期からの学生納付金を納めなくてはならない。

(納付金等の不返還)

第10条 既に納付された学生納付金は、次の各号に掲げる場合を除き返還しない。

(1) 明らかに重複又は超過納入になった分のある場合。

(2) 入学予定者が3月31日までに入学辞退を申し入れた場合。但し、入学金は返還しない。

(その他費用について)

第11条 入学検定料及び学生納付金とは別に、教科書代・ユニフォーム代・白衣代・教材費・各種証明書発行料等のその他の費用については、関係する運営管理会議の議を経て理事長が定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、各管理運営会議の議を経て理事長が決定する。

(準用)

第13条 大学院における入学検定料及び学生納付金並びにその他費用については、湘南医療大学大学院学則第18条、第33条第1号及び第41条に定めるもののほか、この規程を準用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年5月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

※別表1～3は、学部に関する情報のため省略

## 湘南医療大学学生懲戒規程

(平成 27 年 4 月 1 日)  
(平成 28 年 11 月 2 日改正)  
(平成 29 年 9 月 20 日改正)  
(令和 3 年 4 月 1 日改正)

### (趣旨)

第 1 条 この規程は、湘南医療大学学則第 48 条及び湘南医療大学大学院学則第 37 条に規定する学生の懲戒に関して、必要な事項及び手続きを定める。

### (懲戒の種類)

第 2 条 懲戒の種類及び効果は、次のとおりとする。

- (1) 訓告 文書により注意を与え、将来を戒める。
  - (2) 停学 6 か月以内の有期又は無期とし、この間の登校を禁止する。
  - (3) 退学 命令により退学させ、再入学を認めない。
- 2 学長は、前条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による注意を行うことがある。

### (懲戒の発議)

第 3 条 懲戒の対象となり得る行為があったと認めるときは、当該行為を行った学生が所属する学科の学科長（学科長が配置されていないときは、学部長）又は研究科長は、その事実関係を速やかに確認し、文書により学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、懲戒処分が必要であると認めたときは、関係する運営管理会議（以下「運営管理会議」という。）に事実関係について必要な調査の実施、調査報告書及び懲戒処分案の作成を依頼する。
- 3 学長は前項の報告等を受け、速やかに関係する教授会又は研究科委員会（以下「教授会等」という。）に懲戒の発議を行わなければならない。

### (複数の学部等に関わる場合の懲戒手続)

第 4 条 懲戒の対象となりうる行為が、異なる学部若しくは学科又は研究科（以下「学部等」という。）に所属する複数の学生によって引き起こされた場合は、運営管理会議が行う事実関係の調査に際して、各学部等は相互に連絡調整し協力するものとする。

### (弁明)

第 5 条 運営管理会議は、第 3 条第 2 項の事実関係の調査を行うに当たり、当該学生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

- 2 当該学生は弁明の際、必要な証拠を提出し、証人を求めることができるとともに、補佐人を指名し、その補佐を受けることができる。
- 3 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、正当な理由もなく当該学生が欠席し、又は弁明書を提出しなかった場合は、この権利を放棄したものとみなす。

### (懲戒処分の決定)

- 第6条 教授会等は、学長から発議があった場合、速やかに審議しなければならない。
- 2 教授会等は、前項の審議において必要があると認め、改めて事実関係の調査及び審議を行う場合においては、前条の規定を準用する。
  - 3 学長は、教授会等の意見を踏まえ、懲戒処分を決定する。

(懲戒処分の通知)

- 第7条 学長は、懲戒処分を決定した場合は、当該学生に通知しなければならない。
- 2 懲戒処分の通知は、処分理由を記載した懲戒処分書を当該学生に交付することにより行う。ただし、交付が不可能な場合には、他の適当な方法により通知する。
  - 3 前項の通知を行った場合は、当該学生の保証人に対し、通知の写しを内容証明郵便により送付するものとする。

(懲戒の発効)

- 第8条 懲戒の発効日は、懲戒処分書交付日とする。

(無期停学の解除)

- 第9条 運営管理会議は、無期停学の学生について、その発効日から起算して6ヶ月を経過した後、停学の解除が妥当であると認めたときは、教授会等に停学の解除を発議することができる。
- 2 前項の発議があったときは、学長は、教授会等の意見を聴いて、停学を解除する。
  - 3 停学の解除の通知及び発効については前2条の規定を準用する。

(再調査)

- 第10条 懲戒処分を受けた者は、事実の誤認、新事実の発見など正当な理由があるときは、その証拠となる書類を添えて、文書により学長に再調査を請求することができる。

(補則)

- 第11条 前条の再調査の方法など懲戒の手続きに必要な事項は、学長が別に定める。

(雑則)

- 第12条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

## 湘南医療大学学生懲戒に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、湘南医療大学学生懲戒規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

(懲戒の対象)

第2条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 湘南医療大学（以下「本学」という。）の諸規程又は命令に違反する行為
- (2) 本学の教育研究活動又は管理運営を妨害する行為
- (3) 本学の定期試験等における不正行為
- (4) 法令等に違反する行為
- (5) 本学の名誉及び信用を著しく傷つける行為
- (6) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の量定)

第3条 懲戒の量定は、次の各号に掲げる事項を勘案した上で、別表に定めるガイドライン（標準例）に準拠し、学長が総合的に判断する。

- (1) 当該行為の悪質性、内容並びに性質
- (2) 当該行為に至る経緯及び動機
- (3) 当該学生の態度、反省状況
- (4) 当該行為を受けた者の被害（精神的、肉体的、経済的等）の程度
- (5) 当該行為が本学に及ぼした影響

2 懲戒の量定にあたっては、個々の事案の事情に即し、ガイドライン（標準例）に定める処分を加重軽減することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、ガイドライン（標準例）に掲げられていない懲戒の対象となる行為については、ガイドライン（標準例）に照らして判断し、相当の懲戒を行うことができる。

(停学期間中の履修制限等)

第4条 停学期間中の学生は、本学教育課程の履修、試験等の受験、行事等活動への参加はできないものとする。ただし、学長が教育指導上必要と認めた場合は、この限りでない。

2 停学期間と履修手続期間が重複した場合には、当該学生の履修手続を認めるものとする。

3 停学期間中の学生が休学又は退学を申し出た場合、これを認める。停学期間中に退学した学生の再入学は認めない。

(逮捕・拘留等における特例)

第5条 懲戒対象行為により逮捕・勾留等された学生が、その犯罪を認めている場合で、かつ本学として当該学生に接見できない場合は、規程第5条に定める弁明の機会を与えることなく懲戒処分を行うことができる。ただし、当該学生の権利を著しく損なうことがないよう十分な配慮を持って行う。

(表彰等からの除外)

第6条 懲戒を受けた学生は、本学の学生表彰、各種推薦等の対象にはならない。

(懲戒に関する記録等)

第7条 懲戒に関する記録について、懲戒の原因（当該行為内容等）、決定された処分内容並びに理由を記載した文書を保存する。ただし、成績証明書、進学等に係る書類には懲戒の有無又はその内容の記載は行わない。

附 則

1 この規程は、令和3年2月10日から施行する。

2 この細則の施行の日をもって、湘南医療大学学生懲戒に関する内規は廃止する。

別表 ガイドライン（標準例）

処分内容	問題行動内容	備考
退学	殺人、強盗、強姦などの凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	刑事事件等
	重大な交通事故（悪質な交通法規違反、ほう助も含む）	刑事事件等
	薬物等の犯罪行為	刑事事件等
	ストーカー行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	ハラスメント行為	社会的通念で悪質と認められるもの
	わいせつ行為（痴漢、盗撮等）	社会的通念で悪質と認められるもの
	コンピュータ又はネットワークの不正使用行為	教育、運営管理に影響を与えた場合
	目指す職業倫理を大きく逸脱する行為、学校の信用を著しく損なわせる行為 ・繰り返される窃盗 ・繰り返される交通違反 ・繰り返される傷害、暴行	社会的通念で悪質と認められるもの
停学	定期試験における不正行為	6ヶ月以内停学（単位はく奪）
	建造物（校舎等）への不法侵入又は不正使用、占拠	3ヶ月以内停学
	故意の建造物（校舎等）又は器物（備品等）の損壊、汚損等の行為	3ヶ月以内停学
	SNSマナー違反（以下の内容の掲載等） ・誹謗中傷する内容 ・他人のプライバシーに関する内容 ・公序良俗に反する内容 ・人権、民族、言語、宗教、身体、性、思想、信条等に関する差別的な内容 ・入学して知り得た事項	3ヶ月以内停学
	教育、管理運営を妨げる行為 ・暴力 ・学園の名誉を著しく傷つける行為	1ヶ月以内停学
	度重なるいやがらせ、いじめ等他人に迷惑をかける行為	1ヶ月以内停学
	授業の妨害、不正な出席（成り代わり）	1ヶ月以内停学
	一気のみ等他人に飲酒を強要し、健康に被害を与える行為	1ヶ月以内停学
	度重なる授業中の携帯電話、スマートフォンの「不適切」使用	
訓告	窃盗、暴行、傷害等	初犯。再犯を戒めるもの
	学内喫煙	
	未成年飲酒	
	学則・細則に基づく交通違反	
	学園の名誉を著しく傷つける行為又は学校の信用を著しく損なわせる行為で、停学に至らないもの ・不適切なSNS利用（停学に至らないもの） ・不適切な副業（風俗産業等学生の本分に反するアルバイト）	

退学	学生としての身分を喪失させる。(行為の悪質性・重大性が認められる場合)
停学	登校を禁じる。在学年限に含め修業年限に含まない。(行為に悪質性又は重大性のいずれかが認められる場合)
訓告	学生に対して文書により注意を与え、将来を戒める。

こんな時には？（事務室利用案内）

こんなとき	必要な手続き	参照ページ
学生証を忘れた時、又は打刻忘れのあった時	(学生証忘れ) 出席届出書の提出	8
学生証を紛失、又は破損した時	学生証再交付願の提出	16
各種証明書がほしい時	証明書交付願の提出	20
引っ越した時	住所等(変更)届等の提出	21
学費の分納・延納をしたい時	延納願・分納願の提出	22
忘れ物・落とし物をした時	事務室にて受け取り(3ヶ月以内)	23
学内や通学中、実習先で事故にあった時	事故報告書等、保険金請求書類の提出	23
感染症に罹った時	医療機関受診結果の報告	34
カウンセリングを受けたい時	事務室にて、もしくはメールでカウンセリングの予約	34
学内システムのパスワードを忘れた時	学生証持参のうえ、事務室で確認	35
クラブ・サークルを作りたい時	学生団体設立届の提出	36
学内施設を利用したい時	施設使用願の提出	37
奨学金を借りたい時	奨学金の種類に応じて、必要書類の提出	41
学生アパートに入りたい時	入居のための申請書の提出	42

## 対応窓口と利用方法の一覧

学生生活を送るうえで、困ったことがある場合は、次の相談窓口申し出てください。相談に来たことや内容に関しては、秘密を厳守し、同意なく別の人に伝えることはありません。しかし、他の役割の教職員に相談することが解決に役立ちそうな時には、学生から相談するように勧めます。また情報共有することが支援等不可欠な場合は、「何のために情報共有が必要か」を説明し、学生本人に許可を取ります。

窓口対応時間は 平日の8時50分～17時00分 です。

### 【相談できる内容】

主な業務内容
各種証明書・学割等各種発行、保険、各種届出、学籍、奨学金、部活動・サークルに関する手続き、拾得物・遺失物、医務室・カウンセリング室の管理、ボランティア・社会貢献、学生寮
講義室、実習室、校内警備・美化・防災の管理、諸行事、学生納付金の納入
心身の健康、健康診断、健康相談、実習に係る抗体検査等
身体やこころの悩み、カウンセラーによる相談

### 【問い合わせ区分別窓口一覧】

区分	窓口
身体・こころの悩み	カウンセラー（いずれも申し込みは事務室） 予約専用メールアドレス：soudan@sums.ac.jp
就職・進学	専任教員
学生生活	専任教員、事務室
ハラスメント	ハラスメント防止委員会、ハラスメント相談員 相談に関する問い合わせ（予約専用） ハラスメント防止委員会 E-mail：hpc@sums.ac.jp 事務室 TEL：0466-54-8321 E-mail：gakuseishien@sums.ac.jp

### ※災害時連絡先

連絡先：湘南医療大学 介護福祉別科事務室  
電話：0466-54-8321  
E-mail：renraku@sums.ac.jp

ふじさわ あんないず  
藤沢キャンパス案内図

1F



4F



5F



6F



7F



がくえんか  
学園歌



朋友よ 朋友よ ともに築かん  
ふれあいの学園を  
輝く未来 ひとみ明るく  
けだかき心 あたたかき手もて  
永遠に 永遠に 築かん  
愛する学園を

朋友よ 朋友よ ともに学ばん  
ふれあいの学園に  
希望に満ちて 遥けく往かん  
わが憧れは 富士より高く  
洋より深し 遥けく往かん

朋友よ 朋友よ ともに歩まん  
ふれあいの学園を  
意気高らかに 集わん我ら  
人を尊び 命を尊ぶ  
永遠に 永遠に 歩まん  
我らが学園を

## ふれあいグループ実習施設

### ◆湘南東部総合病院

〒253-0083 茅ヶ崎市西久保 500 番地



診療科目：総合診療科（内科）、外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経外科、脳神経内科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、麻酔科、放射線科、小児科、リハビリテーション科、精神科、歯科口腔外科、血液内科、腎臓内科、糖尿病内科、乳腺外科、皮膚科、病理診断科  
ベッド数：327 床

### ◆茅ヶ崎中央病院

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎二丁目 2 番地 3 号



診療科目：総合診療科、外科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、循環器外科、整形外科、消化器外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、人工透析内科、リハビリテーション科、放射線科、救急科、血管外科、乳腺外科、脊椎外科、心臓血管外科、泌尿器科、麻酔科  
ベッド数：324 床

### ◆ふれあい町田ホスピタル

〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘 1 丁目 3 番 8 号



診療科目：内科、人工透析内科、呼吸器内科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、循環器内科、消化器外科、皮膚科  
ベッド数：199 床（回復期病棟 50 床、障害者病棟 149 床）

### ◆湘南さくら病院

〒253-0081 茅ヶ崎市下寺尾 1833



診療科目：精神科、内科  
ベッド数：156 床（精神療養病棟 104 床、認知症治療病棟 52 床）

### ◆ふれあい鶴見ホスピタル

〒230-0077 横浜市鶴見区東寺尾 4 丁目 4 番地 22 号



診療科目：総合診療科、内科、外科、呼吸器内科、循環器内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、リハビリテーション科  
ベッド数：210 床（回復期リハ病棟 102 床、障害者病棟 54 床、療養病棟 54 床）

### ◆康心会伊豆東部病院

〒413-0411 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取 17-2



診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経内科、婦人科、リハビリテーション科、眼科、循環器内科、消化器内科、腎臓内科（人工透析）、脳神経外科  
ベッド数：160 床（一般病棟 40 床、回復期リハ病棟 40 床、障害者病棟 40 床、特殊疾患病棟 40 床）

### ◆ふれあい横浜ホスピタル

〒231-0031 横浜市中区万代町 2-3-3



診療科目：内科、消化器内科、内視鏡内科、循環器内科、呼吸器内科、糖尿病内科、人工透析内科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、消化器外科、内視鏡外科、心臓血管外科、乳腺外科、小児科、泌尿器科、産婦人科、リハビリテーション科、放射線科、腎臓内科、歯科、麻酔科  
ベッド数：87 床（急性期一般入院基本料 25 床、障害者施設等入院基本料 26 床、回復期リハビリテーション病棟入院料 36 床）

◆ふれあい東戸塚ホスピタル  
〒244-0806 横浜市戸塚区上品濃 16 番 8



診療科目：内科、外科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病内科、精神科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、神経内科、心臓血管外科、腎臓透析内科  
ベッド数：150床（障害者病棟97床、回復期リハ病棟53床）

◆ふれあい平塚ホスピタル  
〒254-0813 平塚市袖ヶ浜 1-12



診療科目：内科、呼吸器内科、循環器内科、外科、消化器外科、整形外科、皮膚科、リハビリテーション科、放射線科、爪専門外来、脳神経外科  
ベッド数：125床（2階40床、3階50床、4階35床）

◆ふれあい鎌倉ホスピタル  
〒248-0012 神奈川県鎌倉市御成町9-5



診療科目：総合診療科、内科、循環器内科、呼吸器内科、腎臓内科（人工透析）、外科、消化器外科、乳腺外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科  
ベッド数：156床（一般病床58床、回復期リハビリ病棟50床、障害者病棟48床）

◆ふれあい沼津ホスピタル  
〒410-0866 静岡県沼津市市道町8-6



診療科目：精神科、心療内科、内科  
ベッド数：293床

◆ふれあい南伊豆ホスピタル  
〒415-0151 静岡県賀茂郡南伊豆町青市 848



診療科目：精神科、心療内科  
ベッド数：248床

◆大和成和病院  
〒242-0006 神奈川県大和市南林間9-8-2



診療科目：循環器内科、心臓血管外科、外科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、整形外科  
ベッド数：99床（ICU10床）

◆康心会汐見台病院  
〒235-0022 横浜市磯子区汐見台 1-6-5



診療科目：内科、腎臓内科（人工透析）、循環器内科、小児科、外科、消化器外科（内視鏡）、整形外科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、脳神経外科、放射線科、リハビリテーション科、呼吸器内科、消化器内科、脳神経内科、麻酔科  
ベッド数：225床（一般病床93床、回復期リハ病床70床、障害者病床49床、小児病床13床）

◆さがみ野中央病院  
〒243-0401 神奈川県海老名市東柏ヶ谷 6-20-20



診療科目：内科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、形成外科、リハビリテーション科、消化器科、循環器科、乳腺外科  
ベッド数：96床（一般病棟）

◆綾瀬厚生病院

〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中一丁目4番16号



診療科目：内科、外科、整形外科、脳神経外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、産科、小児科、眼科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科  
ベッド数：168床（一般72床、回復期24床、療養60床、産婦人科12床）

◆湘南東部クリニック

〒253-0083 茅ヶ崎市西久保117番地

診療科目：総合診療科（内科）、外科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、呼吸器内科、呼吸器外科、脳神経外科、脳神経内科、整形外科、腎臓内科、糖尿病内科、皮膚科、血液内科、麻酔科

◆ティール・エイチ・ピー・メディカルクリニック

〒251-0052 藤沢市藤沢498



診療科目：内科（一般・総合診療）、精神科、心療内科

◆ふれあいクリニック泉

〒245-0014 横浜市泉区中田南4-3-23

診療科目：人工透析、内科

◆湘南健康管理センター

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3

◆ふれあい横浜ホスピタル 健康管理センター

〒231-0031 横浜市中区万代町2-3-3

◆介護老人保健施設 ふれあいの丘

〒253-0007 茅ヶ崎市行谷602-1



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）  
ベッド数：90床

◆介護老人保健施設 ふれあいの渚

〒253-0073 茅ヶ崎市中島1220番地



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）  
ベッド数：132床（認知棟40床含）

◆介護老人保健施設 湘南シルバークラウド

〒254-0813 平塚市袖ヶ浜1-12



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）  
ベッド数：100床

◆介護老人保健施設 ヒルズ東戸塚

〒244-0806 神奈川県横浜市戸塚区上品濃16-7



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）④居宅介護支援事業  
ベッド数：120床（個室24室、4床室24室）

◆介護老人保健施設 ふれあいの町田

〒194-0215 東京都町田市小山ヶ丘1丁目3番7



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）  
ベッド数：150床（認知症専門棟40床含）

◆介護老人保健施設 ふれあいの桜

〒252-0816 藤沢市遠藤 446-1



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

ベッド数：100床

◆介護老人保健施設 ふれあいの百合

〒253-0061 茅ヶ崎市南湖 1-6-14



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

ベッド数：100床

◆介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ

〒242-0006 大和市南林間 9 丁目 8 番 9 号



基準サービス：①入所サービス②ショートステイサービス（短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護）③通所リハビリテーションサービス（介護予防通所リハビリテーション）

ベッド数：100床

◆湘南地区地域包括支援センター すみれ

〒253-0062 茅ヶ崎市浜見平 11-1 ハマミーナ 1F

◆鶴嶺東地区地域包括支援センター さくら

〒253-0085 茅ヶ崎市矢畑 1427-1

◆訪問看護茅ヶ崎ふれあいステーション

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-1-8 古谷ビル 2 階



◆居宅介護支援センター ふれあい北口ケアセンター

〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 2-1-38 ソシエ式番館 206

◆鶴嶺西地区地域包括支援センター みどり

〒253-0071 茅ヶ崎市萩園 2360-1 鶴嶺西地区コミュニティセンター 2F

◆茅ヶ崎地区地域包括支援センター ゆず

〒253-0044 茅ヶ崎市新栄町 13-48 ワラシナビル 1 階

◆小出地区地域包括支援センター わかば

〒253-0008 茅ヶ崎市芹沢 846-3

◆鎌倉市地域包括支援センター ふれあいの泉

〒247-0052 鎌倉市今泉 2-4-10

◆元町ケアセンター

〒253-0043 茅ヶ崎市元町 10 番 33 号

基準サービス：通所介護（デイサービス）、訪問介護（ホームヘルパー派遣）、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

◆成和訪問看護ステーション

〒242-0006 大和市南林間 9 丁目 8 番 9 号（成和ナーシングプラザ内）



サービス：病状・障害の観察・清拭・洗髪等による清潔保持、食事および排泄等の日常生活のお世話・体位交換、褥瘡の予防・処置等・リハビリテーション・ターミナルケア、認知症患者の介護・療養生活や介護方法の指導・相談・カテーテル等の管理・その医師の指示による処置

◆あやせ訪問看護ステーション

〒252-1107 神奈川県綾瀬市深谷中 1 丁目 10 番 1 号



サービス：病状の観察、日常生活の援助、服薬管理・指導、医療的処置、リハビリテーション、終末期の看護、介護相談・家族支援等

◆介護老人福祉施設 ふれあいの森

〒253-0081 茅ヶ崎市下寺尾 1928



定員：入居 70 名（長期入居 54 名 短期入居 16 名）通所 30 名  
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

◆介護老人福祉施設 ふれあいの泉  
〒247-0052 鎌倉市今泉2丁目10-1



定員：入居84名（長期入居74名 短期入居10名）通所18名  
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成）

◆介護老人福祉施設 ふれあいの麗寿  
〒253-0061 茅ヶ崎市南湖1-6-15



定員：110名（長期入所：多床室49名 個室51名、短期入所10名）  
基準サービス：日常生活介助（食事・入浴・排泄等）、日常生活動作訓練、アクティビティ活動

◆有料老人ホーム 湘南ふれあいの園  
〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎2-2-3



居室数：81室（個室48室 夫婦室33室）

◆有料老人ホーム 湘南ふれあいの園 ナーシングホーム元町  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町10-3  
居室数：42室（個室40室 夫婦室2室）

◆有料老人ホーム シニアホテル横浜  
〒231-0031 横浜市中区万代町2-3-3



居室数：107室

◆有料老人ホーム ナーシングローズヴィラ鎌倉  
〒247-0065 鎌倉市上町屋733-1  
居室数：30室

◆有料老人ホーム 湘南ふれあいの園 平塚  
〒254-0813 平塚市袖ヶ浜1-12



居室数：77室（個室74室 夫婦室3室）

◆有料老ホーム シニアホテル東戸塚イーストウイング  
〒244-0806 横浜市戸塚区上品濃16-8  
居室数：79室（個室61室 夫婦室18室）

◆有料老ホーム シニアホテル東戸塚サウスウイング  
〒244-0806 横浜市戸塚区上品濃16-15



居室数：112室

◆有料老人ホーム 湘南ふれあいの園 湘南東部  
〒253-0083 茅ヶ崎市西久保745



居室数：67室

◆有料老人ホーム 湘南ふれあいの園 小田原  
〒250-0011 小田原市栄町3-10-24  
居室数：56室

◆幼保連携型認定こども園みどり幼稚園  
〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢2-26-14



---

---

2026年度 学生便覧 介護福祉別科

2026年4月1日発行

編集発行 学校法人 湘南ふれあい学園 湘南医療大学

---

---



学校法人 湘南ふれあい学園

**湘南医療大学**

Shonan University of Medical Sciences

**【藤沢キャンパス】**

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 498

TEL:0466-54-8321

FAX:0466-54-8357